

57.6

1982. 6. 25

建産連ニュース

第13号

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆昭和57年度通常総会開催

建産連会長挨拶.....	1
埼玉県知事祝辞.....	2
建設省計画局長祝辞.....	3
昭和57年度事業計画.....	4
昭和57年度収支予算.....	5
昭和57年度建産連会館及びセンター 管理運営特別会計収支予算.....	6
役員名簿.....	7
◆就任の挨拶 埼玉県住宅都市部長.....	8
◆昭和57年度上半期公共事業の執行方針.....	9
◆市町村における普通建設事業費について.....	10
◆公共事業労務費調査結果.....	12
◆建設省専門工事業団体定例懇談会 (3月、4月、5月期実施の内容).....	13
◆中・高校卒者の求人等の取決め	
◆事業報告 県立工業・農業科高校との連絡	
調整会議を開催.....	16
政治・経済講演会を開催.....	18
県立工業高校に設備工業科の設置を.....	20
全国建設産業団体連絡協議会通常総会開催さる.....	20
◆会員ルポ.....	21
◆告知板 新入会員の紹介.....	25
会員人事往来.....	25
◆建産連だより 理事会・委員会だより.....	26
会員だより.....	27
連合会日誌.....	31

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大と共に伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならぬ。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提共、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

社団法人

埼玉県建設産業団体連合会 通常総会会長挨拶



社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会長 斎藤 裕

本日は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会の通常総会を開催いたしましたところ、御列席の会員の皆様には、なにかとお忙しいところ多数御出席をいただき誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

また埼玉県知事さん、建設省計画局建設業課長さんをはじめ御来賓のかたがたには、後刻御臨席をいただくことになっておりますが、ここにかくも盛大に開催できることは誠に喜ばしい限りでございます。

当連合会の通常総会も第三回目を迎えたのであります、設立以来三年間の業績を顧みる時、当連合会の一大使命であります「会社的発言力の強化」、「建設産業に対する社会的評価の高揚」につきましては、鋭意努力して参りましたが、何分にも大きな課題であり、これを早急に達成することは至難でございますので、今後共一層の努力を重ねて参りたいと考えております。

なお、昨年度においては、本県建設産業界の拠点として埼玉建産連会館及びセンターの建設をみ

るという建設産業界はじまって以来の大きな成果を得ましたことは、誠に意義深いものと考えているところであります。

これ一重に御列席の会員の皆様方の大きな御援助と御協力によるものであります、心から感謝申し上げる次第でございます。

今や低成長時代に入り、民間設備投資の低迷と公共事業の実質的目減りという極めて厳しい環境下ではありますが、国民的ニーズとなっております生活環境施設等社会資本を整備するという役割は、一にかかって建設産業の担うところであり、建設産業こそ新しい社会が必要とする未来ある産業であることを自負し、いよいよ連帶を強め一体となって、業界の近代化を推進するとともに発言力を確立して、共通の課題解決に努力してまいりたいと考えております。

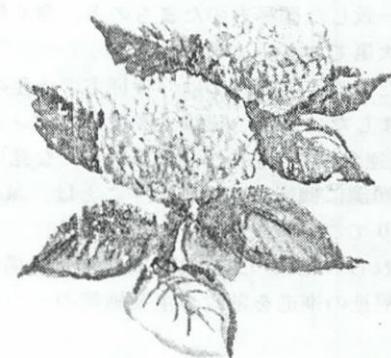
本年度における事業実施の計画についてはのち程、御審議いただくことでございますが、新しい時代の要求を先取りしながら、より、充実した事

業を実施するとともに、「埼玉建産連会館ならびに建設労働者福祉センター」の効率的運用を図ることといたしております。

何卒、御来席の皆様には、従来にも増して御指導と御協力を賜わりますようお願い申し上げる次第であります。

終りに臨み、皆様方のいよいよの御健勝を祈念申し上げまして私の御挨拶いたします。

昭和57年5月28日



社団法人

埼玉県建設産業団体連合会 通常総会祝辞



埼玉県知事

畠

和

埼玉県建設産業団体連合会の通常総会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

会員の皆様方には、日ごろより、県行政の推進につきまして多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

建設産業団体連合会が、設立されて以来、各業種間の有機的な連絡協調体制が強化され、各般の充実した事業活動が展開されておりますことは、御同慶に堪えないところでございます。

これも、会長さんを中心とされた会員の皆様方の、一致した御尽力のたまものと、深く敬意を表する次第でございます。

また、昨年の12月には、皆様方の永年の願いであります、この「建設労働者福祉センター」と「建産連会館」が完成し、業界の新たな発展の礎として順調に機能しておりますことは、誠に喜ばしい限りでございます。

これらの施設の完成は、安定した職場づくり、労働福祉の推進を県政の主要施策の一つとしてお

ります私といたしましても、誠に心強く、これら施設を中心とする当連合会の活動には、多いに御期待を申し上げているところでございます。

さて、今日、建設産業は、我が国の重要な基幹産業の一つとして、ますますその重要性を増しておりますが、県内におきましても、安全で住みよい郷土を築くうえで、建設産業の担う役割は、一段と高まっておりまして、県民の期待というものには非常に大きなものがあると存じます。

御案内のとおり、今年は、埼玉県にとりましても画期的な年でございまして、大宮駅を暫定始発駅とする東北・上越両新幹線の開業、新都市交通の建設など、埼玉を大きく変えてゆくような大規模なプロジェクトを始め、県内各地域で、新しい街づくりを目指す試みが進んでおります。

これらを施策として反映させるために、本年度の県予算におきましては、国の超緊縮型予算で公共事業の伸びがない中で、道路、河川などの都市基盤整備に、県単独事業をもって積極的に取り組

んでおるところでございます。

本日、御参会の皆様方は、本県の建設産業界を代表される方々でございますが、本県における公共事業の円滑な推進につきまして、より一層の御協力をいただきますよう、この席をお借りしてお願い申し上げます。

終わりに、皆様方の御健勝と当連合会の御発展を祈念いたしまして私のごあいさつといたします。

昭和57年5月28日



社団法人

埼玉県建設産業団体連合会 通常総会祝辞

本日は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会の昭和57年度通常総会にお招きを受け、ごあいさつを申し上げる機会を得ました事を誠に喜ばしく存じます。

貴連合会は、建設業、不動産業、建設コンサルタント、測量業等の県下建設産業28団体を糾合して相互の協調の下に、建設産業の健全な発展を図ることを目的に、昭和54年に設立されて以来、各般にわたる積極的な活動を展開され、これまでに多大な成果を収めてこられました。貴連合会の御活躍は、建設省が昭和54年以来、設立を勧奨している各県の建設産業団体連合会の先達として、誠に意義の大きいものであります。

ここに御列席の皆様はじめ、関係各位の御努力に対して衷心より敬意を表する次第であります。

御承知のとおり、近年、建設産業界は、公共・民間ともに、建設投資が停滞するなど、厳しい環境におかれています。

今年度におきましては、建設省所管の公共事業



建設省計画局長

吉田公二

予算総額は、前年度とほぼ同額ながら、財政投融資の活用等により、前年度と同程度の実質事業量が確保されることとなりました。また、先般、公共事業等の上半期の契約率が、全体として75パーセント以上となるよう促進的な施行を図ることが閣議決定されたところであります。建設省といたしましても、その実現に向けて、全力を尽くしてまいり所存であります。いずれにしても、今後の建設事業は量的な拡大のみならず質の良い事業施行に努めるべきものと考えられ、その意味で事業の施行に当たる建設産業界の健全な経営力の維持には従前にもまして、きめ細かな配慮が求められているものと考えます。

建設省といたしましても、今後の公共事業の執行につきましては、業界の実態に即しつつ、適切な配慮を払うとともに、昨年来、公共工事の入札に関して様々な疑惑が指摘されている状況にかんがみ、入札制度の合理化対策については、中央建設業審議会の審議結果等を踏まえ所要の改善措置を講ずる等、各般にわたる施策を、今後ともさらに、強力に展開し、建設産業の健全な発展を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、建設産業界が一層の飛躍をとげるためには、まず、何よりも建設産業界自らの創意と堅実な努力が必要であります。

皆様方におかれましては、このような状況をよく認識され、今後とも関係団体が緊密な連携をとりつつ、一層の御活躍、御尽力をお願い申し上げる次第であります。

最後に、貴連合会の益々の御発展と皆様の御健勝とを祈念いたしまして、私のごあいさつとさせて頂きます。

昭和57年5月28日



「社会的地位の向上と建設産業の健全な発達を促進する」ため、一層積極的に諸対策を推進

建設産業はわが国経済社会のなかにおいて重要な地位を占めており、都市施設や生活環境施設などの社会資本を整備し、高福祉社会建設の担い手となっている。

しかしながら、現在、建設産業界は厳しい環境下におかれており、安定成長に移行した日本経済に適応しつつ、今後とも国民の期待に応え活力あふれる産業へと発展するためには、幾多の問題点を解決することが必要である。

当連合会が昭和54年4月、全国に先駆けて発足して以来、懸案の埼玉建産連会館の落成を見、また、建設大臣登録の団体として全国建設産業団体連絡協議会の結成をみたことは、建設産業発展の起爆剤として関係各方面からの注目的になつてゐる。

このような中にあって、本年度は各業種間相互の理解と協調を一段と高める一方、各県建産連との連携強化を図り情報の交換、収集提供、建設産業に携わる者の資質を向上するための諸対策、県民全体の理解と協力を得るための広報活動、若年技能者の雇用機会の開発等を積極的に実施するものとする。

また、県内建設産業界のセンターとしての「埼玉建産連会館」ならびに「埼玉建設労働者福祉センター」の活用には特に意を用い効率のよい管理運営を行うものとする。

1. 調査研究事業

各業種の実態、建設産業に携わる技能労務者の雇用の実態、健康管理等労働福祉対策について調査し、分析し、その改善の必要性及び改善の方途について検討するとともに工事に起因する紛争の処理、労働問題及びエネルギー対策等について研究会を開催する。

2. 研修事業

経済の動向、国内外の諸情勢等について講演



挨拶する斎藤会長 日本工業経済新聞社提供

会を開催する一方、各企業の管理監督者を対象として経営業務改善の方向づけ及び災害の防止等について研修会を開催する。

なお、教養、文化を高めるため郷土文化財等について講話会を兼ねた見学会の開催、成人病対策等についての講話会を開催する。

3. 情報の収集、提供ならびに建議

(1) 国・県の施策、建設産業界の動き、資材労務に関する情報等を収集し、隨時各会員に提供するとともに「建産連ニュース」を通じて会員傘下の経営者に周知する。

(2) 建設産業の振興、中央・地方を通ずる建設産業関係行政機構の充実、建設産業団体連合会の育成強化、県立工業高校における科目的新設、建設大学校の建設等について国・県に對し建議を行う。

4. 連絡調整事業

建設省ならびに労働省及び県関係者との連絡調整会議を開催し、本連合会運営の円滑化を図る。

なお、若年技能者の雇用機会の開発と円滑な雇用を図るため、県立職業高校職業訓練校との連絡会議を開催する。

5. 啓発宣伝事業

建設産業について広く県民の理解と協力を得るため新聞紙上を通じての広報一枚刷カレンダーを作成し配布するほか、小・中学校児童、生徒を対象としたポスターコンクールを開催し、「若い人達に魅力ある建設産業」をアピールする。

なお、広報誌として「建産連ニュース」を引き続き発行する。

6. 全国建設産業団体連絡協議会への協力

全国建設産業団体連絡協議会の運営に積極的に協力し、各都道府県建産連との情報交換、当面する問題の解決、建設産業の地位向上と社会的信頼の確保に努める。

7. 埼玉建産連会館ならびに建設労働者福祉センターの管理運営

建物及び諸設備の管理、運営に当っては、經

昭和57年度収支予算

費節減を図るため、光熱水費の徹底した節約と、会議室の高度な使用による利用料の増収を図るために、傘下各団体の積極的な協力を得るとともに県をはじめ各機関、団体、地元自治会、婦人会等に対し更に強力な宣伝活動を展開する。

なお、埼玉県勤労者福祉施設運営協議会構成員の一員として当該協議会の運営に積極的に参画し、県内福祉施設との連携を密にし適正な利用を推進する。

(昭和57年4月1日から)
(昭和58年3月31日まで)

収入の部

(単位:千円)

勘定科目			予算額	前年度 予算額	増減 △減	備考
大科目	中科目	小科目				
事業収入			0	860	△ 860	
	受託収入		0	500	△ 500	
	広告料収入		0	360	△ 360	
入会金収入			400	400	0	
	入会金収入		400	400	0	200,000円×2団体
会費収入			15,697	11,801	3,896	
	正会員入会費		15,097	11,601	3,496	
	賛助会員入会費		600	200	400	賛助会費
補助金収入			700	700	0	
	地方公共団体補助金収入		700	700	0	県費補助金
助成金収入			0	1,000	△ 1,000	
	民間助成金収入		0	1,000	△ 1,000	
寄付金収入			10	0	10	
	寄付金収入		10	0	10	
雑収入			800	659	141	
	受取利息		400	344	56	預金利子
	雑収入		400	315	85	雑収入
前期繰越額			4,975	5,925	△ 950	
	前期繰越額		4,975	5,925	△ 950	前年度繰越金
収入合計			22,582	21,345	1,237	

一般会計収支予算書

(単位:千円)

支出の部			予算額	前年度 予算額	増減 △減	備考
大科目	中科目	小科目				
給料手当			15,022	13,095	1,927	
			10,325	8,975	1,350	
	給料		6,678	5,460	1,218	職員給料
	諸手当		3,647	3,515	132	諸手当
			1,069	860	209	
	福利厚生費		社会保険料	949	770	179
			厚生費	120	90	30
			1,100	1,350	△ 250	
	会議費		総会費	600	500	100
管理費	役員会費		300	450	△ 150	役員会費
	委員会費		200	400	△ 200	委員会費
	旅費交通費		200	240	△ 40	
	一般旅費		200	240	△ 40	
	通信運搬費		450	300	150	電話料、郵券代
	什器備品費		50	300	△ 250	事務用備品購入代
	消耗品費		352	300	52	事務用品、新聞、専門雑誌代
	印刷製本費		250	260	△ 10	資料、封筒その他印刷代
	光燃水費		533	0	533	電気、ガス、水道料等
事業費	賃借料		170	50	120	事務用機器、自動車借上料等
	租税公課		23	10	13	住民税
	負担金		100	100	0	全国建設産業団体連絡協議会負担金
	雜費		400	350	50	
			6,620	7,430	△ 810	
	調査研究費		600	950	△ 350	研究検討会費、諸調査費
	研修事業費		1,100	1,200	△ 100	研修会、講演会開催費
	情報活動費		2,420	2,420	0	建議及び情報の収集、提供等経費
	連絡調整費		540	660	△ 120	関係機関との連絡調整に要する経費
積立預金支	啓発宣伝費		1,960	2,200	△ 240	広報に要する経費 ホスピタリティール開催経費
			440	320	120	
	退職金支		440	320	120	
	立替預金支		500	500	0	
予備費	予備費		500	500	0	
	支 出 合 計		22,582	21,345	1,237	

建産連会館及び
センター管理運営特別
会計收支予算書

(昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで)

収入の部

(単位:千円)

勘定科目			予算額 (56.12月 ~57.3月)	前年度 予算額 (56.12月 ~57.3月)	増減 △減	備考
大科目	中科目	小科目				
事業収入			5,550	919	4,631	
	会議室研修室貸付事業収入		5,550	919	4,631	会議室利用料
負担金収入			69,864	23,112	46,752	
	負担金収入	関連団体負担金	51,336	17,112	34,224	$4,278,000\text{円}/月 \times 12\text{月} = 51,336,000\text{円}$
		共益費預り金	18,528	6,000	12,528	$1,544,000\text{円}/月 \times 12\text{月} = 18,528,000\text{円}$
雑収入			5,350	200	5,150	
	受取利息		300	100	200	
	雑収入		5,050	100	4,950	雑収入
総入金収入			31,304	4,000	27,304	
	総入金収入		31,304	4,000	27,304	建設特会から 23,664千円 運営費特会から 7,640千円
取入合計			112,068	28,231	83,837	

支出の部

(単位:千円)

勘定科目			予算額 (56.12月 ~57.3月)	前年度 予算額 (56.12月 ~57.3月)	増減 △減	備考	勘定科目			予算額 (56.12月 ~57.3月)	前年度 予算額 (56.12月 ~57.3月)	増減 △減	備考			
大科目	中科目	小科目					大科目	中科目	小科目							
管	料	給手当	68,180	12,454	55,726		理	委託費	清掃管理委託費	8,748	2,916	5,832	$\text{メシテナス } 722,000 \times 12 = 8,664,000\text{円}$ $\text{ゴミ処理 } 7,000 \times 12 = 84,000\text{円}$			
		給料	6,889	981	5,908			設備保守管理委託費		1,230	60	1,170	電気技術者50,000×1 =50,000円 電気技術者15,000×12 =180,000円 諸設備点検費1,000,000円			
		諸手当	4,326	870	3,456	職員給料		警備委託費		840	280	560	$70,000 \times 12 = 840,000\text{円}$			
			2,563	111	2,452	諸手当		光熱水費		17,119	6,465	10,654	ガス料3,317,121円 水道料1,560,000円 電気料12,242,000円			
				696	131	565		その他委託費		512	40	472	有線テレビ共架料 $1,500 \times 8 = 12,000\text{円}$ その他500,000円			
				社会保険料	636	111	525	職員社会保険料等					360	60	300	
				厚生費	60	20	40	職員厚生費					35,415	6,074	29,341	
				会議費	120	40	80	6回分					11,000	0	11,000	
				旅費交通費	60	20	40	職員出張旅費					24,415	6,074	18,341	
													7,973	9,203	△1,230	
													215	65	150	
													7,258	9,138	△1,880	
													500	0	500	
													500	500	0	
													500	500	0	
													支 出 合 計	112,068	28,231	83,837

(役員名簿)

役職	氏名	所属団体名	役職	氏名	所属団体名	役職	氏名	所属団体名
会長	斎藤 裕	(社)埼玉県建設業協会	理事	内海 勝正	埼玉県コンクリート製品協同組合	評議員	今泉 康次	(社)埼玉県空調衛生設備協会
副会長	安藤 晃	(社)埼玉建築士会	"	土屋 裕保	埼玉県コンクリート圧送組合	"	松沢 正治	(社)日本塗装工業会埼玉県支部
"	川合 大	(社)埼玉県電業協会	"	西村 勝一	(社)日本碎石協会埼玉県支部	"	有本 一男	埼玉県建設大工工事業協会
"	小山 正夫	(社)埼玉県測量設計業協会	"	小林 勘市	埼玉県砂利協同組合連合会	"	柴山 謹一	(社)埼玉建築士会
"	今西 定雄	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	"	石塚 清	(社)埼玉県浄化槽協会	"	木村 広次	(社)埼玉県建築士事務所協会
理事	斎藤 英夫	(社)埼玉県建設業協会	"	沢田 広	埼玉県下水道施設維持管理協会	"	木川 元守	(社)埼玉建築設計監理協会
"	土井 義夫	(社)埼玉県建設業協会	"	阿野昭三郎	埼玉県道路標識標示協会	"	小山 廉作	(社)埼玉県測量設計業協会
"	積田 鉄治	(社)埼玉県電業協会	"	安藤 晃	(社)埼玉県建築住宅安全協会	"	斎藤邦之助	(社)埼玉県宅地建物取引業協会
"	皆川 浩吉	(社)埼玉県造園業協会	"	上原 泰次	埼玉県内装仕上工事業協同組合	"	山口 能治	建設業労働災害防止協会埼玉県支部
"	中野 稔	東日本建設業保証(株)埼玉営業所	"	伊田勘三郎	埼玉県総合建設業協同組合	"	松本喜八郎	埼玉県道路舗装協会
"	大倉富士雄	(社)全国鉄構工業連合会埼玉県支部	"	清水 茂三	埼玉県建設業健康保険組合	"	日下 錆二	埼玉県コンクリート製品協同組合
"	藤波 貞治	埼玉県電気工事工業組合	"	関根 仁平	埼玉県建設業厚生年金基金	"	浅沼 俊紀	埼玉県コンクリート圧送組合
"	小池 恭平	(社)埼玉県空調衛生設備協会	"	田村 正三	学識経験者	"	加藤 英男	(社)日本碎石協会埼玉県支部
"	内藤 明	(社)日本塗装工業会埼玉県支部	監事	関口 清	(社)埼玉県建設業協会	"	天笠 包重	埼玉県砂利協同組合連合会
"	牛草 真澄	埼玉県建設大工工事業協会	"	菊池平三郎	東日本建設業保証(株)埼玉営業所	"	橋口 友吉	(社)埼玉県浄化槽協会
"	小川 清	(社)埼玉建築士会	"	宮沢源三郎	(社)埼玉建築士会	"	矢沢 研二	埼玉県下水道施設維持管理協会
"	岩堀徳太郎	(社)埼玉県建築士事務所協会	評議員	金子 敏隆	(社)埼玉県建設業協会	"	小松 靖	埼玉県道路標識標示協会
"	大川 光英	(社)埼玉建築設計監理協会	"	佐野 文策	(社)埼玉県電業協会	"	今井 泰	(社)埼玉県建築住宅安全協会
"	滝沢 豊	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	"	山崎 一	(社)埼玉県造園業協会	"	中村 嘉昭	埼玉県内装仕上工事業協同組合
"	平井 滋通	建設業労働災害防止協会埼玉県支部	"	千葉駿三郎	(社)全国鉄構工業連合会埼玉県支部	"	金子 敏隆	埼玉県総合建設業協同組合
"	島村 治作	埼玉県道路舗装協会	"	末山 清	埼玉県電気工事工業組合			



会員の皆様方には、日ごろから県政の推進に多大な御協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

埼玉県建設産業団体連合会は、昭和54年8月に県内の建設業及び建設関連業の有機的な連絡協調体制を確保する目的をもって、全国に先駆け設立されて以来、研修事業、各種調査研究事業及び機関紙「建産連ニュース」の発行等充実した事業活動を開展してこられました。更に昨年の12月には皆様方の永年の願いでありました「埼玉建設労働者福祉センター」及び「埼玉建産連会館」が竣工のはこびとなり、業界発展の新たな礎が出来ましたことは誠に御同慶に堪えません。これも斎藤会長を中心とした会員の皆様方の御尽力の賜物と深く敬意を表します。

本年度における施策と建設業並びに建設関連業の育成について

埼玉県住宅都市部長

柏原 恵一

さて、昭和57年度の住宅都市部の事業であります、予算額は総額で869億6,226万9千円で、これは県一般会計予算額8,095億8,500万円の約10.7パーセントとなっております。

主な事業費の内訳は、下水道費が全体の40.1パーセントを始めとし、住宅建設費28.6パーセント、街路事業費14.6パーセント、公園費6.7パーセント等であります、「住みよい生活環境の整備を図る」ことを基本目標とし、県民の生活関連施設としての区画整理、公園、街路、下水道及び住宅建設等公共施設の整備を積極的に推進することいたしました。

ところで、本県の建設業の現状であります、今年の3月末現在の許可を受けた建設業者は、大臣許可150人、知事許可23,222人で、このうち個人営業と資本金1千万円未満の業者が全体の約95パーセントを占めております。このような現況をふまえまして、県内中小企業育成の立場から、公共事業の発注に当たり、分離発注する等中小企業の受注機会の確保を図っているところであります。皆様方には、この趣旨を御理解いただきまして、

事業協同組合、企業組合等を含む県内中小建設業者を下請業者として活用されますよう御協力お願い申し上げます。

また、最近の厳しい社会経済情勢の中で、従前にも増して建設業の経営の合理化が求められております。県といたしましても、あらゆる機会を通じまして、元請・下請関係の合理化等建設業者として必要な知識の普及を図る等、建設業界の健全な発展に、出来るだけの御支援を申し上げる所存でございますので、皆様方におかれましても、建設産業の重要性を御認識いただきまして、県の公共事業の円滑な執行に御協力くださいますようお願いいたします。

終わりに、会員の皆様方の御健勝と御活躍をお祈り申し上げるとともに、埼玉県建設産業団体連合会がますます発展されますことを御期待申し上げます。

昭和57年度上半期 公共事業の執行方針

関係省次官通達による 年度上半期公共事業施行方針と 留意点等について

昭和57年度上半期における公共事業等の事業施行等について、4月9日の閣議により上半期の契約目途として、期末における契約済額の割合が全体として75%以上となることを目途とすることが決定され、この決定に基づいて同日付自治事務次官、翌10日付建設事務次官の各通達が各都道府県知事宛に発せられ、各管下市町村への周知方を併せ要請された。

閣議決定の起首には、その施行については、物価の安定を確保しつつ景気の維持・拡大を図るためにとうたっているが、年度上半期75%以上という未だ曾ってない大幅な前倒し発注が予期される。

受けける側の建設産業界にとっても極めて大きな影響が及ぶことが考えられ、大方の関心も亦一入のものがあろう。各関係行政庁においてもその執行に関し適切な進行管理に当たることになっているが、行政サイドの対応がいかにとられているかを知ることもまた肝要である。よって4月9日の閣議決定に基づいて各都道府県知事宛に発せられた「昭和57年度上半期における公共事業等の事業施行等について」の自治省事務次官通達及び建設省事務次官通達の主要箇所を順次採録して参考に

供することとした。(編集子 W)

自治事務次官通達

一各地方公共団体におかれては、下記事項に留意の上、公共事業等（地方単独事業を含む、以下同じ。）の上半期末の契約済額の割合が全体として75%以上となることを目途としてその適正な施行を図るとともに、地域における社会資本の計画的な整備と地域経済の安定的な発展を図るため、地方単独事業を積極的に実施されるよう努められたい。

おって、管下市町村に対しても、速かに、この趣旨の徹底を図るとともに、特段の指導をお願いする。

記

1. 公共事業等の施行促進等について

(1) 国においては、災害復旧及び積雪寒冷地関係の事業等について、その早期実施に努めることとしているので、地方公共団体においても、この趣旨に即し適切に対処されたいこと。

(2) 公共事業等の施行に当たっては、地域の経済・雇用情勢を十分に考慮の上、関係省庁等と密接な連絡をとり、建設資材、労務及び用地の各方面にわたり需給・価格の動向に細心の配慮をされたいこと。

(3) 中小建設業者に対する受注機会の確保を図るとともに、取引条件の適正化等に配慮されたいこと。特に、工事の種別、性質、規模等を考慮の上、地元建設業者、専門工事業者等中小建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、その施工能力に応じてできる限り中小建設業者に対し受注機会を与えるよう配慮されたいこと。

(4) 契約事務の執行に当たっては、その経過及

び結果について住民から疑惑をもたれることのないよう、契約の公正の確保に十分留意されたいこと。

(次号省略)

2. 地方単独事業の積極的な実施について
投資の経費に係る地方単独事業費（別項・県内市町村57年度普通会計当初予算の概要参照）については、全般的な歳出抑制基調の下においても、住民生活の基盤となる社会資本の整備を計画的に推進し、併せて地域経済の安定的な発展を確保するため、本年度の地方財政計画上対前年度比8.5%の増額を図っているので、各地方公共団体においては、一般行政経費の節減等をも行いつつ地方単独事業費に対して財源の重点的配分に努めるとともに、財政状況に応じ地方債の有効な活用を図ることにより、地方単独事業の一層の拡充に努められたいこと。

建設事務次官通達

1. 昭和57年度上半期の公共事業等の実施に当たっては、物価の安定を確保しつつ景気の維持・拡大を図るため、促進的な施行を図るものとし、期末における契約済額の割合が全体として75%以上となることを目途とすることが決定されたところである。

したがって、所管事業の実施に当たっても、この決定に基づき、所要の事務手続きを速かに進め、適切な執行を図るよう努めること。なお、中小規模工事の計画的発注について十分配慮するとともに、災害復旧及び積雪寒冷地関係の事業についても、その早期実施に努めること。（以下省略）

2. 中小建設業者に対する受注機会の確保を図

るため、次の事項に留意することとし、特に公共建築工事については、中小建設業者の受注機会の増大に特段の配慮をすること。(中略)

(1) 発注標準を遵守し、契約予定金額に対応する等級より上位の建設業者を選定することは、極力避けること。

なお、優良な工事成績をあげた中小建設業者に対しては、施工能力に相応した範囲内で上位の等級に属する工事に指名する等、積極的に受注機会の確保を図ること。

(2) 工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、地元建設業者、専門工事業者等中小建設業者の活用により、円滑かつ効率的な施行が期待できる工事については、極力分割発注すること。

(3) 中小建設業者の施工能力の向上を図るために、共同請負制度の活用を指導し、その施行能力に応じた規模の工事について、受注機会を与えるよう配慮すること。

なお、中小建設業者以外の者との共同請負についても、相互に技術、労働力等を提供し合うことによって、工事の円滑な施工が期待される場合においては、極力これを活用すること。

3. 工事等の発注に当たっては、次の事項に特に留意し、関係業務のなお一層の適正化に努めること。

(1) 建設資材等の設計単価については、施行地域の実態に即した実勢単価の把握に努め、適正な単価とすること。なお、予定価格については、積算結果を尊重して適切に決定するとともに、厳正な管理に努めること。

(2) 工期、工程については、建設労働者及び建

設資材の円滑な確保に配慮するとともに、建設労働者の休日日数、出水期等における作業不能日数等を見込んで、適正なものとすること。

(3) 請負業者の選定に当たっては、労働災害の発注状況、賃金の支払い状況、建設業退職金共済制度への加入状況等労働福祉の状況を考慮するとともに、不正又は不誠実な行為の有無、経営状況、技術的適性等に留意し、従前にもまして適正に行うこと。

(4) 設計、測量、施工管理等の業務については、標準設計等の活用及び建設コンサルタント等への委託等外部技術力の活用により、円滑かつ適正な実施が期待される場合には、極力これらを活用すること。

(5) 入札参加者に対し、入札の公正・公平を害するおそれのある行為を行わないよう注意を喚起すること。

4. 工事の実施に当たっては、次の点に配慮すること。

(1) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、請負業者に対し、下請契約の適正化、中小下請建設業者に対する代金支払の適正化等元請・下請関係合理化指導要綱(53年11月30日付け計画局長通達)の趣旨の徹底を図るとともに、資材納入業者との適正な取引関係の維持に努めるよう指導すること。

(2) 建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めることについて請負業者を指導すること。(以下省略)

市町村における普通建設事業費について

昭和57年度

総額2,938億3,000万円

他災復費約1億9,000万円

県地方課まとめの昭和57年度県下市町村普通会計に伴う当初予算の総額は、91,55億8,000万円で、前年度に比べ828億3,600万円の増、伸び率で9.9%の増加である。

これを歳入面から見ると主要財源である市町村税は前年度比13.8%の増と2桁台に乗ったものの国県支出金は逼迫の国家財政を反映1.2%の増にとどまった。特に国庫支出金は0.2%の微増、県支出金は4.7%増である。

また、地方交付税は6.6%に増加したが、補足財源による起債面では11.1%の増で依存度は全歳入の8.7%を占めている。

次に歳出面を見ると、普通建設事業費が全体の32.1%を占め2,938億3,000万円で対前年度比8.8%増、金額にして237億2,900万円に増加している。このうち国庫補助事業費は全体の42.5%に当たるが、本年度は4.3%の減少である。これも国家財政の影響をモロに受けたものである。しかし単独事業費は国の要請等により20.1%と大幅な増加を示し、対前年度構成比において0.3ポイントの落ち込みにとどまった。

普通建設事業費のうちで、地方単独事業費が20.1

%と大幅に伸びたことについてまとめを行った県地方課は、各市町村において産業会館・文化センター（行田市、秩父市、北本市、富士見市等）、海・山などの保養施設（川口市、狭山市等）、体育馆・市民プール、運動公園等（大宮市、戸田市、吹上町、毛呂山町等）、住民の文化生活をより充実するための施設の整備が積極的に進められていることによると指摘している。

ちなみに市町村別の普通建設事業費は別表のとおりである。（単位・100万円、（災）は災害復旧費、（失）は失業対策事業費で100万円以下少額は省略）。

市町村別	普通建設事業費 (百万円)	災害・失対事業費 (千円)
市の部		
川 越	14,987	(災) 13,200
熊 谷	7,208	(失) 3,157
川 口	17,393	
浦 和	18,508	
大 宮	24,127	(失) 45,508
行 田	4,932	
秩 父	2,228	
所 沢	12,709	
飯 能	3,432	(災) 27,185
加 須	2,105	
本 庄	4,484	
東松山	4,510	
岩 槻	3,794	
春日部	8,666	
狭 山	7,877	
羽 生	4,153	
鴻 巣	3,519	
深 谷	3,900	
上 尾	5,865	
市部計	236,535	

昭和57年度市町村普通建設事業費・当初予算

(災) 災害復旧費
(失) 失業対策費

町村部	(百万円)	(千円)	
伊 奈	954		
吹 上	1,269		
大 井	891		
三 芳	1,518		
毛 呂 山	1,512		
越 生	1,116		
鶴ヶ島	3,321		
日 高	2,462		
名 栗	164	(災) 1,136	
滑 川	706		
嵐 山	950		
小 川	2,025		
都幾川	410	(災) 5,532	
玉 川	155		
川 島	591	(災) 244	
吉 見	1,129		
鳩 山	1,217	(災) 122,559	
横 澪	502	(災) 1,112	
皆 野	817		
長 澪	556		
吉 田	614	(災) 200	
小鹿野	945		
両 神	659		
大 滝	250		
荒 川	657		
東秩父	318		
美 里	1,049		
町村計	57,295		
合計	293,830	(注)129,958	

公共事業労務費調査結果

公共事業労務費調査(56年10月調査)・主要10職種調査結果

三省労賃伸び鈍化

全国平均(主要10職種)0.9%の伸び
—4月以降公共労務単価に反映—

建設省は3月20日、昨年10月に実施した三省、(建設、農林水産、運輸)協定に基づく公共事業労務費調査の調査結果を明らかにした。

それによると主要10職種(別表)の全国平均は9,155円で、前回の昨年6月期調査に比べ0.9%と一桁未満の上昇率にとどまった。前年同月比では3.4%の伸びで上昇率の鈍化を示している。

職種別では、普通作業員が8,309円で前回比1.1%アップのほか、前回に続いてマイナスとなった左官を除き上昇率は0.1%から2.9%の上昇幅にとどまった。

建設省はこの調査結果を基準ベースに今年3月までの上昇分等を勘案の上、新設計労務単価を算出して4月から全面的に適用するよう関係出先機関を始め各都道府県に通知した。

別表として公表された主要10職種調査結果は全都道府県別のものであるが、本紙面の都合で関東地方ブロック圏の1都9県にとどめ、最下段に全国平均を、また、本県欄の下段に前6月期のものを加入して比較参考とした。

都 県	特 殊 作業員	普 通 作業員	軽 作 業 員	とび工	鉄筋工	特 殊 運転手	一 般 運転手	型 杠 工	大 工	左 官
茨 城	9,273	7,659	5,359	10,762	10,182	9,788	8,756	11,391	11,742	11,191
栃 木	10,581	9,020	7,325	11,470	11,384	12,201	10,661	12,419	11,319	10,158
群 馬	11,027	8,500	6,326	10,728	11,274	11,497	10,166	11,458	10,444	10,074
埼 玉	10,821	8,653	6,510	11,917	11,573	12,242	10,212	12,611	12,266	13,222
(前6月期)	10,637	8,782	6,712	11,520	11,071	11,323	9,891	11,508	12,484	12,922
千 葉	10,604	8,536	5,584	12,284	11,483	11,381	9,398	12,767	14,319	11,984
東 京	11,587	8,814	6,506	11,840	12,306	11,605	10,487	13,277	14,343	14,008
神 奈 川	12,246	9,441	8,221	13,302	12,019	12,267	11,405	13,176	13,918	14,511
新 潟	10,387	7,555	5,378	11,088	10,949	10,609	9,773	10,686	10,782	10,069
山 梨	14,096	9,372	7,760	13,486	12,999	13,283	11,532	13,137	14,000	12,300
長 野	11,744	9,265	7,534	12,626	12,470	12,601	11,581	12,535	12,593	13,738
全国 平均	10,933	8,309	6,002	11,466	10,853	11,602	10,257	11,496	11,613	10,991

主要10職種職種別結果(調査日額)

職 种	前回調査額 B(56.6)	今回調査額 A(56.10)	伸び率 A/B
特 殊 作 業 員	10,781円	10,933円	101.4%
普 通 作 業 員	8,221円	8,309円	101.1%
軽 作 業 員	5,984円	6,002円	100.3%
と び 工	11,142円	11,466円	102.9%
鉄 筋 工	10,680円	10,853円	101.6%
運 転 手 (特 殊)	11,548円	11,602円	100.5%
運 転 手 (一 般)	10,186円	10,257円	100.7%
型 わ く 工	11,362円	11,496円	101.2%
大 工	11,606円	11,613円	100.1%
左 官	11,175円	10,991円	98.4%
平 均	9,069円	9,155円	100.9%

注) 1. 各職種毎の数値は全国の算術平均である。

2. 平均は職種人頭数ウェイトにより算出した数値である。(56年10月人頭数ウェイトによる)

3. 調査結果にはボーナス分も含まれている。

建設省専門工事業団体 定例懇談会

昭和55年9月16日に第1回が催された「専門工事業者団体定例懇談会」は、回を重ね本年3月で第17回を迎えた。直接接触の少なかつことからその実態を知り行政に反映しようととして開かれたが回を重ねるごとに団体側は、始めの「聞く」ことから「問う」姿勢に変り、問題打開に意欲を示すようになったことは評価されてよいことである。本号にはその17、18、19回を一括し主なる経過内容をまとめてみた。

指名増で中小に配慮と下半期事業量の確保を

第17回専門工事業者団体定例懇談会は3月8日、東京・港区麻布台の中央官庁合同会議所において杉岡建設省官房参事官を議長にして、全国防水工事業団体連合会、(社)日本塗装工業会、(社)日本建設大工工事業協会など14団体（一班）で開かれた。

懇談会の冒頭建設省は、最近俎上にのぼっている入札指名業者問題にふれ、同省としては新年度

から直轄、関係公団事業で試行することにしている20社指名実施に当たって、中小建設業の育成及び下請業者へのシワ寄せ防止に十分留意する方針であることを明かにするとともに、新年度上半期公共事業の前倒し執行に対し、相当高い目標（75%以上）が設定されても、予算が3年連続伸び率ゼロであり、52、53年度当時のように公共事業予算が伸び、しかも大幅な前倒しが行われた当時のような、工事施工、資材調達にみられた混乱を引き起こすことはなく、むしろ、下半期の空白で息切れが懸念されるとし、そうした場合の事業確保にできるだけ努力をする意向であることが表明された。

しかし、懇談に入りて列席団体から上述のごとき省側の考えに対し重ねて、20社指名試行において下請単価のダウンなどで下請にシワ寄せされる懸念を強く訴えたのに対し、省側は、20社指名の運用に当たっては、中小業者育成、下請シワ寄せ防止に十分留意し、元請・下請関係の改善適正化に配慮する旨を強調した。

また、全国鉄筋業協同組合連合会から工事量の落ち込みによる深刻化が訴えられ、新年度公共事業の前倒し方針に対する実施の考え方などが質された。これに対し、省側は、政府レベルの方針はまだ決まっていないが、極力前倒し方向にあることは確かであると答弁した。さらに、52、53年度には上期73%の目標で、実際75%程度の高い実績をあげたが、当時は事業予算も伸びたことで業界も対応に大変だったと思う。しかし57年度は予算的に3年連続伸び率ゼロであり、当時のような資材の値上がりなどが起きる可能性は無く、円満な執行ができるよう。ただ問題は下半期の息切れであり、

建設省としてはこうした懸念を前提に事業量の確保にはできるだけの努力をするつもりだとの意向が示された。

造園協――

三省労賃調査に注文

日曜・祭日休業の徹底を

鉄骨協

第18回専門工事業者団体定例懇談会は4月12日正午から、第17回と同様中央官庁合同会議所において、二班（(社)日本電設工業協会、(社)日本空調衛生工事業協会、(社)日本造園建設業協会、(社)全国測量業団体連合会等12団体）に所属する団体代表が列席、杉岡建設省官房参事官を議長に開かれ、専門工事業界の面接する諸問題に關し相互意見の交換を行った。

まず建設省側から、①20社指名など契約業務適正化に関する事務次官通達②入札結果等公表に関する中央建設業審議会建議③57年度上半期公共事業施行に関する閣議決定及び建設事務次官通達に基づく建設業課長通達（後記参照）④中小建設業工事受注調査の拡充⑤工事一時中止費用の積算運用基準（後記参照）――などについて説明が行われた。

引き続いて討議に入り、(社)鉄骨建設業協会から「最近鉄骨業界に対し、日曜日の現場発送を求めてくるケースが多くなっているが、建設業の日曜、祭日の休日確保については、昭和45年に建設省計画局長名で通達が出されており、その趣旨の徹底を図って欲しい」との要望があった。また、同協会は、最近警視庁等が、土曜、日曜の大型車輌の通行を規制していることをあげ、日曜、祭日の就

労が困難になっているという実情を説明したのに対し、省側は実情を調査し対応したいと答えた。

さらに同協会は、鉄鋼メーカーが7月出荷分から鉄骨など製品の値上げを表明しており、既契約分についても新価格を押しつけられるケースが考えられる。かかる事態における積算あるいは請負代金の変更に関するスライド、単品スライド条項の発動等その運用について省側の考え方を諮詢した。

これについて建設省は、積算については実勢価格を原則としておることから、実現していない価格を見込んで積算に盛り込むことはできないとの見解を示したが、単品スライドの運用などに関しては、問題をよく見極めて対応するとの考え方を示すにとどまった。

また、(社)日本造園建設業協会が、建設、農林水産、運輸の三省によるいわゆる三省協定によって設定されている公共工事標準労務賃金に示される造園工の賃金は一種類しかないが、現行の賃金はいわゆる植木植栽工の賃金が基準となっており、修景、環境など単なる植栽作業と違った技能を必要とする部門である。その面を考えると東京地区で4%、その他の地域で対比して3%程度低いとして実態を説明、今後造園工の標準賃金の分類を別建てとして増やすなどして、実情に即したキメ細い調査を行われるようにして欲しいと要望した。これに対し省側は、標準賃金は三省協定に基づくもので建設省だけで分類等の変更を行うことはできないとし、さらに実態等をよく聞き、必要度に応じて対処したいと前向きの答弁であった。

元請ダンピングに危機感

シワ寄せで窮状を訴える

第19回専門工事業者団体定例懇談会は5月11日、前回同様中央官庁合同会議所において杉岡建設省官房参事官を議長に開かれ、(社)日本塗装工業会、(社)日本建設大工事業協会、(社)日本造園組合連合会など14団体(一班)にて進められた。冒頭、建設省側から①工事請負契約関係業務の適正化②公共工事に係る入札結果等の公表について③倒産関連特例保証制度における不況業種の指定について④57年度上半期公共事業施行に関する閣議決定と建設事務次官通達についての説明のあと懇談に入った。主な要望、質疑応答は、概ね次の内容が交わされた。

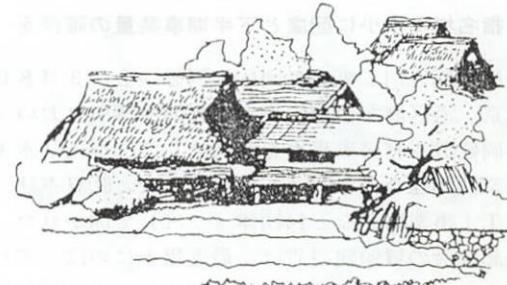
まず、杉山日左連会長から「建設省としては予定価格を公表する考えはないか、最近一部自治体の行った一般競争入札によって発注額が二割安くなったりなど、安値発注がみられ、これが下請業者にシワ寄せをもたらしている。その防止策として予定価格の公表が有効ではないか」との意見発言があった。これに対し、建設省側は「今のところ予定価格の公表の考えはないが、このことは中建審の入札合理化の専門委でも認識しているので、その推移を見て慎重に検討をしたい」と述べた。

さらに、同会長は「元請の出血受注は下請に対する値切りという形でシワ寄せを生じている」と下請の窮状を訴えたのに対し、建設省側は、中建審の委員間にもこのダンピングの起きることを懸念、その対応策を問題視しているとして打開を中建審に委ね独自の対応策を示さなかった。

次いで、野口日本軸体工事業団連会長、都築全鉄筋協連会長から倒産関係業特例保証制度の不況業種から除外されることについて同制度の指定方法に疑問を表明したのに対し、建設省側は、

統計面の不備をあげ今年度から調査をキメ細く行うことでのなり実態が把握されようとの見解が述べられた。さらに、尾崎日建大協専務理事から、下請への支払手形期間、現金比率、前払金の適正化が要望されたのに対し、北村建設業課長は手形期間は120日以内、現金比率は労賃相当分は現金払い、また前払金については少なくとも工事用材料を手当する分については前払金を充当するよう指導していると答えた。これに対し複数の団体から「実態は必ずしもそうではない」などと窮状が訴えられ省側に支払条件の改善の徹底方が強く求められたのに対し同課長は、一時期現金払率がよくなつたが最近不況を反映してか再び悪化していることを認め、早急に指導の強化が約束された。

なお、業界側からは、一連の元請談合問題の影響で発注者側は故意に予定価格を低くおさえる動きがあるとして警戒の声が多く出たのが今回の特徴であった。



58年3月卒業の 中・高校卒者の求人等の取決め

文部・労働両省は、昭和58年3月中学校、高等学校卒業者の就職のための推薦及び選考開始の期日等について、次のとおり取り決め新規学卒者採用の場合これに準拠するよう各関係方面に通知した。

推薦及び選考開始の期日

(1) 高校新規卒業者の推薦開始については、推薦文書の到達が57年9月21日（沖縄県は9月15日）以降となるようにすること。

(2) 高校新規卒業者の選考開始の期日については、57年10月1日以降とすること。

(3) 中学新規卒業者の推薦及び選考開始の期日については、58年1月1日以降とし、積雪地の関係で止むをえない事情等に限り57年12月1日から行っても差支えない（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野（飯山職安に限る）、島根（松江職安・西郷出張所管内に限る）。

求人申込みの手続き等

(1) 職安法の定めに基づき求人申込みを受理する高校に求人の申込みを行うとする事業所は、当該事業所を管轄する安定所に求人票を提出して、選考期日、求人内容等で適正であるとした認印を

受けたのち、当該求人票により高校に求人申込みを行うこと。高校はこの手続きによらないと生徒の推薦を行わないことになっている。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、適正な求人の確保を図るために、次のとおりとすること。

《中学新規卒業者の場合》

① 安定所の求人申込みの受理は57年7月1日から。
② 安定所の他安定所への求人連絡は、57年7月15日以降開始とする。

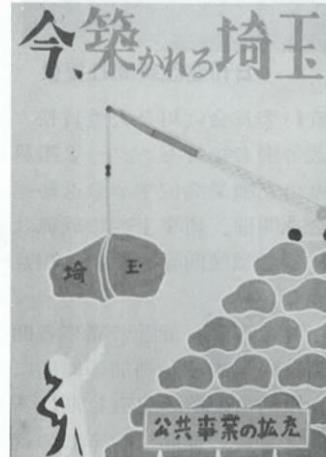
《高校新規卒業者の場合》

① 安定所の受理確認のための求人票の受け付けは、57年7月1日から開始とする。
② 安定所から求人者に対し確認票の返戻は、57年7月15日から開始とする。
③ 学校における求人申込み受理は、57年7月15日以降開始するものとする。
④ 安定所の他安定所への求人連絡は、57年7月15日以降開始とする。
⑤ 求人活動のための学校訪問については、原則として求人者管轄安定所により確認印を受けた求人票により、学校に求人申込みを行った日以降とするが、求人情報提供のために学校訪問する場合

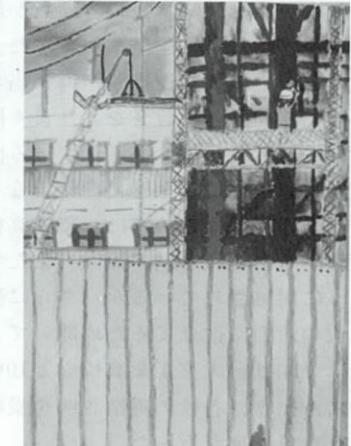
は、57年7月1日以降行うことができる。

使用開始期日 中学校及び高校とも使用開始（実習期間中の講習等を含む）の時期は、卒業後とする。

選考通知 選考後はできる限り速かに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。



熊谷市立富士見中一年
中村明子さんの作品



越谷市立蒲生小六年

奥村貴子さんの作品



日刊建設新聞社提供

埼玉建産連・労務資材委員会（川合大委員長）は5月11日、埼玉建設労働者福祉センター2階第1会議室において、県公立職業高校学卒者進路指導担当教諭との懇談会を開催、新卒生徒の就職状況及び就職志望に対する意識傾向等を聞き、相互問題で意見交換を行った。

席上、列席の金子指導主事は、最近の高卒者問題にふれ、近年職業高校修学志望が増加の傾向にあり、新設校を含め全県的に配置の見直し期にある。また、最近の傾向として普通高校学卒者の就職率が高まり修学教科の検討が俎上にのぼっているなど注目すべき発言があった。

県公立職業高校進路指導担当者との懇談会は今回で3回目、建設業をとりまく関連産業全般に技術系就労者が年々高齢化に進み問題視され、若年層の導入対策が共通の課題となっていることを踏え当建産連においては、職業高校の協力によって新卒者の就職志望の傾向、また学校としてどのように対処されているか、さらに要望などを聞き求人の対応に役立てるため聞いてきた。

今回は、大宮工業高校など10校の進路指導担当者が出席、各校の実情説明を受けるとともに卒直な意見交換を行った。

県立工業・農業科高校との連絡調整会議を開催

—労務資材委員会—

関係業種は就労条件等で敬遠され将来性を云々して大手クラスを狙い、多くは県外就職となっているとの説明が加えられた。

学卒志向は実効型に変化

各校情況説明を前に、特に列席の県教育局金子道夫指導主事は、冒頭、県の産業教育推進に対する基本的考え方を述べたあと、最近の傾向として職業高校への進学志望者の増加に伴い、県域全体にその配置の見直しと学科を増すための検討委員会の発足したこと、また先に県議会に請願した職業高校に設備工業科（空調及び給排水衛生設備関連）の設置の件が採択されたことに伴い、その実現について検討を開始することなどが明かにされた。一方、近年女子の技術修学志望が増加していることに対する共学の推進と普通高校新卒者のうち66%が就職している実状から普通高校課程の中にある程度職業校に準じた教科を加えることが論議されるに至り将来課題となっていることなどが語られた。

業界向就職は全体の1割弱

次いで各校における56年度卒業者の就職状況説明が行われた。その中の建設関連業就職状況は別表の職種別分類に見られるとおり県内職業高校3月末現在の就職者数は3,135名、そのうち建設関連業に就職したものは自営を含めて288名（うち女子4名）で全体の1割に満たない。しかもそのうち約1割が自営、二割強が将来自営を目途としたいわば身習い就職と縁故による就職である。全般に住居の近くに就職先を望む傾向が強いが、建設業

次に、就職生徒の志向条件等については、先回筆頭に挙げられた高給を望むものは薄らぎ、大半が世間並みでよいとし、地域によって多少の差異はあるが月額95,000円前後が平均要望額、次に休日に対する要望度も前回に強く出た完全週休も弱まり、中には隔週休日でよいというものもあるが、大半はなるべく週休といったところ、今回は休日の条件より就業時間にウエートが掛ったようで、定時出勤、定時退社というものが圧倒的に多く、しかし残業を拒んではいない。所定の加給（手当）があればよいと割り切った考えが多いのが特徴である。

業界全般にイメージアップを

次いで意見交換に移り、まず学校側から企業側への要望として次のときものがあった。

1. 雇用に当たっては、予め提示した求人票記載の諸事項（条件）、特に給与、就業時間について厳に守ること。

2. 入社後の対人関係の重要性はよく教示しているが、入社後先輩の指導によって信頼感を得させる。

3. 業務の内容を十分理解させ、職場の適性、不適正かを見定め、場合によっては社内配転を試み極力適性を産み出させること。入社三年がフシ目と言われるが、特に適性を生かし定着度の向上を図られたい。

4. 求人の場合、職安を通じて積極的にしかもなるべく早目に提出されたい（春日部工業）。なお求める転種等で求人側の事前相談を受けたい。

5. 資格制のものは努めて在校中に取得を奨めている。有資格者には求人時給与等の優遇を考えられないか。この度合によって生徒のはげみにもなるので是非考慮されたい。

6. 建設業及び関連業は先入観として、肉體的重労働、就業時間の不定、就業環境が悪いなどの観念が持たれがちである。業界としては全体にレベルアップしている実状を積極的にPRに努めるべきと思うがどうか……。

以上が学校側から出た主な要望提案であった。業界側では一様に耳を傾けたうえで最近の業界姿勢などを述べ、働きがいのある職場として改善されつつあることなどを説明して学校側の理解と協力を願った。なお、問題視された初任給については、できうれば標準化が望ましいので研究課題したいなどが話題にのぼった。

〈注〉別表に県公立職業高校別の設置科目等を掲げたので参考にされたい。

昭和57年3月卒業者の職種別就職者調（県立職業高校・行田工業を除く）

数字には自営者（家業）を含む

土木建築	大工	コンクリート 圧送	電気	管	鉄骨	鉄筋	塗装	内装 仕上	造園	建築 設計	測量	不動産	設備
77	88	14	3	44	8	3	3	3	12	12	10	1	7

県公立職業高校の設置学科、募集定員調（昭和56年度現在）

学校名	学科	募集定員	57年3月 就職者数	併置学科	学校名	学科	募集定員	57年3月 就職者数	併置学科	
熊谷農業	農業	80	232	生活	行田工業	機械	120	(不明)		
	園芸	80				電気	120			
杉戸農業	農業	80	(男) 104	生活	浦和工業	機械	160	186		
	園芸	80	(女) 103			電気	160			
川越農業	造園	40	200	生活	狭山工業	機械	120	155		
	農業	80				電気	120			
	園芸	80			大宮工業	機械	(40) 120	217		
秩父農工	農業土木	40	302	食品化学		電気	(40) 120			
	農業	40				建築	(40) 80			
	電気	80		久喜工業	機械	80	190	工業化学		
	機械	80			電気	80				
与野農工	園芸	40	172	食品化学	春日部工業	機械	120	108		
	造園	40				建築	80			
	土木	80				80	80			
児玉農工	農業	80	115		熊谷工業	機械	80	187	情報技術	
	機械	80				電気	80			
羽生実業	農業	40	285	商業		建築	40			
	建築	40				土木	40			
	機械	(40) 80				80	80			
川越工業	電気	(40) 80	181	工業化学	玉川工業	電気	80	171		
	機械	(40) 80				機械	80			
川口工業	機械	(80) 160	224	電子	土木	土木	80			
	電気	(40) 80				80	80			

〈注〉募集定員欄カッコ内は定時制を示す。

就職者数には定時制含まず。

政治経済講演会を開催

57.3.17

講師 NHK解説委員
岡村和夫氏

演題 これからの日本の政治・
経済

当埼玉建産連は、去る3月17日埼玉建産連会館センター3階大ホールにおいて、NHK・岡村和夫解説委員を迎え、演題を「これからの日本の政治・経済」と銘打って正味1時間半、世界の中の日本を政治、経済、外交の3極からこれを解明、この3極が常に相関関係にあり、しかもそれぞれ利害相剋の中にいることを説き、舵とりいかんによっては重大な局面に発展しかねないという極めてむずかしい時代に直面しておるとし、この間、政治の仕組み、各党の対応などを主觀、客觀を挟んで語り、最後にまとめの見解として“今年の政治経済は波乱万丈に推移するであろう”と結んだ。

講師は本県川越市の出身、しかも昨年に統いて2回目の演壇ということもあってか終始リラックスして聴衆に語りかけるが如き句調にて、平素私

講演をする
岡村和夫氏



共が知り得ない国会議場のやりとりや政界の裏話などを適宜盛り込んで、大要次のごとく語りつがれた。

——大部分景気の方も悪くなってきてていることから、実はこの辺で経済問題を軸に不況対策をテーマにした討論会を開きたいと思ったが、考えて見ると現状では出来ない相談であることに気付いた。それは景気の動きが目まぐるしく、政府もその実態を把握しかねているということである。56年度第3・四半期、つまり12月では前期に比べ実質マイナス0.9%、年率に換算すると3.5%のマイナス成長である。政府は毎年名目成長率を7%、実質5.3%成長を見込んだが、その後2回も修正し実質4.1%と踏んだが3%もむずかしく、2.8%程度が大方の見方である。つまり政府見通しが大きく狂ってしまった。このまま推移すれば57年度は大変なことになるとして新年度早々景気対策に本腰を入れ皆さんのが直接関係される公共事業上期75%以上前倒し発注を打出したが、さて下期25%では当然息切れを生ずる。そこでそれをカバーするため1兆円補正を目途に国債の増発を企図したが、予算は衆議院を通過したものの現在なお参議院にて審議中である。名目は建設国債であろうとも赤字国債には変りない。59年度赤字国債の解消を公言している政府としてたやすく増発すると言い切る訳にはいかない。増発が表面化すれば予算の組

替え動議で混乱することは自明の理である。今年ほど経済運営が政治と密着したときはないのである。財政面で一步誤れば政変にもなりかねない極めて危険な情勢にあるのである。

望まれる国益優先

昨年6月の総選挙では大方国民の予想に反し与党自民党が圧勝したことによって、その後の日本経済は与党、政府の意図のままにうまく運営されるものとみられたが、これまた予期に反し昨今貿易がらみの外圧によって必ずしも政府の思惑どおりにいっていない。こうした事態を背景にこのごろの政情は11月の自民党総裁選を控え野党にも政府与党間にもざわめきが生じている。

開会中 国会の場に見られるごとく野党はここをせんと内政、外交上の失政を或いは答弁の言葉尻を捉えて政府攻撃を行っているが、勉強不足もあってかもう一つ欠け、屋台骨をくつがえすまでに至っていない。野党が強気になるのは決って国会の場である。政権の座にない気楽さからでもある。野党は選挙に勝たなければ政権の座に着くことができない。過去四半世紀与党自民党は政権を独占し、選挙に勝てない野党は万年野党を余儀なくされている。選挙に勝てない野党は政権をとるためにには与党である自民党を割ることが一番手っとり早い。そこで一部の野党の中にはこうした考えのもとに駆りをろうし、無気味な潮流が感じられるのである。しかし、今の段階では自民党を割ることはできない。党内事情はともかく鈴木总理はまだ強い力を持っている。

総理大臣の権力は絶大なものがある一面には、一

つ間違えば国の内部は勿論、対外的にも大変なことになる。例えは、昨年5月鈴木・レーガン共同声明に盛られた軍事同盟が、直後に出た総理の否定的発言によって物議を醸したが、これに対する当時の高島外務事務次官による肯定的発言は國の内外に大きな反響をよんだ。もともと日米安保条約には軍事的面が含まれたもので、一旦出した共同声明を一方の当事者、しかも一国の総理が否定的発言を行うなどは間違っても言いうる事柄でなく、高島次官によるナンセンスと言わしめても致し方のないものであった。遂に時の伊東外相を辞任にいたらしめたのである。かくして、この機は戦後の日米関係で最も冷え切った事態をも招いたものであった。

防衛費問題・減税の対応が試金石

春の通常国会は政府にとって新年度予算案をかえた一つの山場である。57年度予算41兆4,836億円、大蔵省当局はこれをヨクムネハレと語呂合せを行ったが、お世辞にもムネハレの予算ではない。野党は福祉後退、防衛予算突出として攻めたてた。確かに7.75%の伸び率の防衛費予算は、社会福祉の2.8%、文教の2.6%の伸び率に比べれば突出かに見えるが、これは1国の大統領の約束の所産でもある。3年連続ゼロシーリングで伸び率ゼロの公共事業予算をかこう建設業界でも同じ気持ちであろう。

56年度国税の22%自然増収を見込んだ税収は、景気の伸び悩みによって今年1月時点で10.5%の伸びに止った。その穴埋めに大蔵省では6,300億円（うち、3,500億円は赤字国債）の国債の増発を行うことにした。しかしながら年度末には1兆円



(写真は、聴衆を魅了した講演会場)

の不足が見込まれ、明かに歳入欠陥である。この点を野党に突かれても当面政府としては歳入欠陥と認める訳にはいかない。認めれば国債増発を含む補正予算の組替えが求められる（審議拒否）ことになる。結局、鈴木総理の責任が問われたのに対し、総理は、59年度まで財政再建ができなければいさぎよく辞任すると述べこの急場をしのいだのである。この辺で6～7月政変がささやかれたのである。

景気回復を狙いとした1兆円減税を求める野党要求には国民的願望があり、与党としても決して反対する何物もなく、その考えは同じではあるが財政再建を柱に59年度国債発行をゼロと公約、さらに総理大臣が再度確認発言を行った経緯から簡単に応じられない苦しい立場にあった。減税には国債増発以外に応ずる手立てがないからである。

第2の黒船来航—貿易摩擦

国内的には比較的物価は安定し、雇用面においても欧米諸国に比べれば心配される状態はない。経済的に一体日本は何が問題かといえば、四面楚歌ともいえる一方的な輸出超過にある。不況にあえぐ欧米先進国にすれば、自国内産業を圧迫する

として目の仇にしている。一様に日本に対し輸出の規制と同時に、輸入に対する国内市場の開放の要求である。米国が強く求める農・水産物、欧州各国における加工食品、雑貨類などであるが、それらは国それぞれお家の事情があることは相手国も先刻承知の筈であるにも係らず、日本の自動車家電製品など安価と良質に対抗しきれきせず、内心無理を承知のふしもないではない。しかし、つるの不況、失業者増大に政界でも黙視し得ず、米国をはじめ欧州の一部国々では「相互主義」をちらつかせ日本に強圧を加えつつある。若しこれが現実化すれば日本輸出は大きな打撃となるばかりでなく、日本経済は根底から崩壊の危機にさらされる。市場開放して輸入の拡大に応ずるか、また彼等の言いなりになって輸出の大幅規制か、まさに二者択一の重大局面にあり、黒船の来航以来の国難といわれる所以である。

一方、米国はこの貿易問題に絡ませ防衛費の増額を強く要求しており、これがまた国会論議の的となり与野党論争のたねともなっている。現下の日本は貿易摩擦を中心に内憂外患の重大難局にあるといいえるのである。

最近、景気の予想外の伸び悩みから、財政再建を先へ繰延べても内需拡大へ向け、財政、金融措置を望む声が政界の一部でちらほら聞かれる。反面、財界の一部では行財政再建こそ優先すべしとの主張も出ている。国民注視のロッキード裁判の成行きもまた政局に無縁ではなく、その見通しなど絡み合って混沌の様相を深めている。

かくして今年は、日本の政治、経済の両面にわたり波乱万丈の年となろう。

県立工業高校に 設備工業科の設置を

近年建築物の施設内容の多機能化に伴い、施設関係技術者の雇用促進を図るため「県立工業高校に設備工業科を設置されたい」旨の陳情請願を次のとおり昭和57年6月4日埼玉県教育長に6月16日埼玉県議会議長に行った。

1件名 県立工業高校に設備工業科を設置することについて。

2要旨 近年、建築物の高層化・近代化に伴って、その施設内容の多機能化が普及し空調設備（暖房、冷房、恒温、恒湿設備等）、衛生設備（上水、中水の給配水、下水、污水の排水及び浄化設備等）は勿論、防災その他高度の諸設備を持つものが要求されるようになりました。しかしながら、現在、本県内の県立工業高校における建設関連の建築科或は電気科においては、その履修過程でこれら諸設備に関する技術及び能力を得るには十分でないと考えられ、かつ、現に県内建設会社においても上記設備に関する中堅技術者が不足している現状であります。

よって県立工業高校に設備工業科を設置され設備関係技術者を育成くださるようここに陳情（請願）いたします。

全国建設産業団体 連絡協議会

第1回通常総会開催

建設産業の健全な発展とそのイメージアップを目的として全国各都道府県において設立されつつある「建設産業団体連合会」の横の連絡調整機関として昨年6月埼玉をはじめ岩手・山形・新潟・山梨・静岡各県の6団体で設立した全国建設産業団体連絡協議会も、その後三重県が加入し今回また徳島・宮崎両県の加入をみて去る6月8日東京農林年金会館に於て第1回の通常総会が開かれた。

提案された案件は各議案とも満場一致で議決又は承認されたあと定款の一部変更による副会長の補充選任が行なわれた。（別掲）

その後各県建産連会長から各県の状況報告、意見等の発表、質疑応答を行って総会を終了した。

このあと引き続き別室に於て吉田計画局長をはじめ建設省関係者、全国建設業協会、建設業振興基金外業界団体関係者多数の来賓を迎へ披露パーティーが催された。

席上、建設省の吉田計画局長から祝辞が述べられ新たな意欲と喜びのうちに会を閉じた。
喜びのうちに会を閉じた。

なお、今後入会を予定される長野・茨城・千葉・富山・石川・愛媛・高知・佐賀・鹿児島・沖縄の各県からも代表者が出席し協力を約した。



建通新聞社提供

質的向上へ全会員が協調

埼玉県建設大工工事業協会

埼玉県建設大工工事業協会（埼建大協）は、昭和52年3月型枠施工業者の団体として設立され、初代会長に吉野法弘氏が就任、事務所を会長自社の大宮市大谷506、㈱吉野工業内に置き会員40社で発足した。

昭和54年2月この業界の全国組織である社団法人・日本建設大工工事業協会（東京・港区新橋）の傘下に加わり、以来同協会埼玉支部を兼ね業界の発展に努めてきた。また同年埼玉建産連の一員として設立に参加、現在事務所を埼玉建産連会館内に置き、組織活動の拠点としている。

この協会は、単に名称を上辺でみると一般建築大工業者の組織体と見馴されがちである。かくいう筆者も実のところこのたび取材のためこの協会幹部に遇うまで、世間一般にいわれる建具を含めた大工業界の団体と思っていた次第で、聊か不明を恥じ入ったところ。正確には「型枠工事業」というれっきとした専門工事業者によって結成された団体である。

この団体の性格を月並みではあるが同協会の会則によってその本質を知ることとする。

会則第2条（目的）において、建設大工工事業

者の経済的地位の向上を図るとともに、施工技術の改善を促進し、もって大工工事業の健全なる発展と親睦に寄与することと謳い、さらに第4条、（事業にて、①労務対策、災害防止、福利厚生に関する調査研究②技術の改善及び資材の調査研究③情報の収集及び交換④適正価格の調査研究の4つの柱を掲げ活動の指標を定めている。また、それらの事業の実効を促進するために、雇用対策、技術対策、資材対策、単価研究、通信広報の5つの専門部会を設け、各部会にそれぞれ正・副部会長を配し計画の立案、実施を行っている。

第5条（会員）において加入会員の資格を定めたが、「常に誠意と努力をもって本会に協力する優良な協力業者」であるべきことを特に付記し、会員の協調を旨に質を重視したものと受けとめられる。また、第11条（届出義務）の第2項に「災害及び事故のあった場合」を明記して届出を義務づけたところにこの協会の自動的連帶性を強く打ち出しているところが注目される。

次に、この協会は他の団体にみられる支部を持たない。事務局において県全域を掌握し、一元的運営となっている。なお、事務局には局長を置かず事務専従一名（女子）にて処理され、事業活動は上記の五専門部会に委ねている。

一方、会員の経済向上と親睦を信条とするこの協会は「七日会」と称する月例会を運営している。この七日会は全会員参加で毎月一回開催して、所定の議題を討議その結論を協会活動に反映することにしているほか、同名の会報を月刊として発行、七日会議事内容、事務局事項として講習会等の開催通知や会員の動静などを盛り、広報的役割を果すとともに相互意志の疎通に役立てている。

なお、この協会はこのほど材木や金物などの関連工事器材商社を対象とする「賛助会員」制を設け組織の強化を図ることとした。

次に、この協会の役員は会長のほか副会長2名、幹事5名以上。会計幹事1名、会計監査2名と定めいざれも任期は2年としている。

現在の正・副会長は、次のとおりである。

- ▶会長＝牛草真澄（佐賀工建株）
- ▶副会長＝高野敬輔（㈲高野組）

有本一男（㈲平野建工）

- ▶会計幹事＝佐久間秋雄（㈲協進建工）

なお、現在会員数は39社。

育成に元請会社の理解が不可欠

いまこの協会が推進しているものは、①適正な受注②技能工の確保③非会員加入の促進④会員の受注拡大である。

まず適正受注に関しては、この業界の本質から下請受注の適正化である。最近の業界環境は一般に元請各社の低調をモロに受けいわば買手市場の中で、適正受注単価の維持が最大の問題であるとして、次の点で元請各社に要望された。

- (1) 見積書に関しては見積内容を細目に亘り適否の判断をもって適正に処理されたい。
- (2) 特に労務単価、安全対策、機械運搬等諸経費は実勢をもって積算の根拠とされたい。
- (3) 過度競争の排除に良識をもって対処されたい。過度の競争を強えることは、長い目でみて元請、下請ともにマイナス結果を産み決してよい結果とならないなど当面の問題として切実な願いが込められた。

次に技能工の確保問題は、専門工事業界共通の

問題となっているが特にこの業界は深刻に受けとめている。最近の実態調査によると就業者平均年齢は40~50才台と極めて高齢化していることが明らかにされた。この協会においても例外でなく技能後継者の確保が最大の悩みとなっている。建築工法を始め各種工事が多様化するなかで型枠工事の役割は幅広いものとなりつつあり、量(人)、質(施工精度)ともに要求されているが、作業の大半が肉体労働で占めることから若年層から敬遠されがちである。目下この協会では若年者の確保対策を緊要課題として取組んでいる。

次の会員の拡大は、いま県下における型枠工事業者はこの協会会員を含めて100余社と推計されるがその過半数が非会員である。

近年型枠工事の重要性が認識されるに従い施工者の質の問題が問われる時代となったことから、この協会の活動の方はこの技能修得、資材、施工方法の研究を主眼に実施されていることから、会員の拡大もまた協会の使命とし新規加入を促している。特に県当局にも要請して指導方を求めておるが、この際、元請各社にもこの協会に深く理解をもたれ会員の優先下命と出入同業非会員に対し入会の勧奨方を要請したい。なお、このことに関連、元請会社の一部にこの協会があたかも一種の圧力団体と誤解され、入会者即単価の引上げにつながるとして会員を疎外視する向きがあるやに閑知するが、この協会は決して不当な価格指導は行っておらず、寧ろ元請会社に対する信頼性の向上を図っているところである。この際一部元請会社における誤解の一掃を願い、非会員の入会に理解をもって協力方が要請された。

(文責・W)

鋼構造物製作 工場認定・事實上制度化 万全の策で対応

(社)全国鉄構工業連合会埼玉県支部

社団法人・全国鉄構工業連合会埼玉県支部（大倉富士雄支部長）は、埼玉県鉄構業協同組合を母体に業界全国組織の傘下に属し業界の発展、社会的地位の向上に努めている。

この支部の母体となっている同組合は、昭和41年に埼玉県鉄骨工業会を任意団体として結成、初代会長に新城辰次氏（新城鉄骨工業㈱社長）が就任。事務所を会長の自社内に置いて発足、昭和51年に発展的解散、新たに事業協同組合法に基づく埼玉県鉄構業協同組合として発足、初代理事長に小泉登氏（第一鉄工㈱社長）が就任、事務所を川越市西小仙波町1-18-1に置いて活発な活動を展開し組合の基礎づくりに専念、昭和54年埼玉建産連発足とともに加盟団体として参加し今日に至った。

組合発足当時の業界は、高度経済成長期にあり鉄骨建築の普及と相伴って鋼構造物構造の簡易化、軽量より重量高層化へと急速に需要が伸び、時代の花形的存在となり鉄骨業界の最も隆盛期であった。鉄骨工事業界の多くは将来にかけ大きな期待を寄せたものであった。

かかる時代を背景に組合員の多くは企業基盤の維持を図ってきたが、受注産業という宿命から自主性に欠け、群小乱立、過当競争もまた避け得なかった。こうした業界の姿勢を改め自主独立性を強め業界の発展に資するため組合設立に至らしめたのである。

一方、時代とともに建設構造物の重量化、高層化が進むに従い、技術全般にわたり高度性が要求され、機械化施工の伸展によって技能修得もまた欠かせぬ要素となった。こうした時代的要請に対し組合活動も自づから適切な対応に迫られている。

施工の一部門においても近年、リベット工法から熔接工法に変りつつあり、しかも熔接精度の完璧が要求されるようになったことなど業界にとって大きな変革である。今後組合としては組合員の「質」の向上を最重点に適切な施策を講じていく構えである。

また、加工技術面が重視されるに従い当然の成行きとして、まず技能工の確保、次に企業採算の両面が直面の問題として大きくクローズアップされ、その対応もまた組合の主要課題となり、技能工の育成、企業の近代化、合理化への対策も急がねばならないものとなった。

画期的工場認定制始動

昭和56年6月1日付建設省告示第1103号が公布され、構造計算に用いる熔接継目の寸断面に対する許容応力度及び材料強度の数値を定める際の作業方法として、「高度の品質を確保し得る条件」が規定された。次いで、同年9月1日付建設省住宅局建築指導課長通達によって、作業管理、検査を含め作業そのものが高度の品質を確保し得るか否かを確認申請の時点でチェックすることが規定された。また、同通達の第2号（建設大臣がこれと同等以上の高度の品質を確保し得ると認められる方法）にこの組合が鋭意推進してきた「鋼構造物製作工場認定」が指定の形で公式に認められ、

鋼構造物製作工事における工場のランクを定めたもので実質法制化につながる措置がとられたものと解され、鉄骨業界にとってまさに画期的なものであり、業界地位の確立に大きく前進したものといえる。

現在本県における認定工場は、Hクラス（ハイグレート）が1社、Mクラス（ミドルグレート）が10社、Rクラス（レギュラーグレート）が32社で、この組合員の過半数が認定工場として各クラスにランクされている。この認定工場制をいち早く導入し積極指導に当たった組合の功績は高く評価されてよい。

この認定工場が公式の場で認められ今後公共事業に反映されることから必然的に組合の責務も加わるとして組合では率先して自主検査制度を導入、また、学識経験者等による専門家でコンサルタント制度をも併設し品質管理等に取組んでいる。今後それらの制度を特定の工事に限らず、全ての鉄骨工事に普及し実施する考えをもっている。一方、内部技術委員会では積極的に新技術の開拓と、指導パトロールを全組合員を対象に行い多くの成果を挙げている。

こうした努力の蔭に種々の問題を抱えることもいなぬ事実で、製作工程上の各検査の諸経費増、部材加工費の倍増など直接、間接費の嵩増には避けられず、このままでは企業採算の圧迫は免かれないとし、まず発注当局に対する積算への配慮、次いで元請会社の格段の理解と協力が望まれるのである。

全国的に問題視される鉄骨の不良加工は、もとをただせば鉄骨加工の基本無視から生ずることに関係者の深い理解と上述した一連の組合活動に対

し再認識をもって臨むことが強く望まれるのである。

この組合では信頼に応えることをモットーとしており、そのためには適正価格による受注を望んでいるのである。

県内には約2,500の鉄骨加工業者があり、そのうち90%余は小規模零細企業である、それらは自づと受注分野を分け活動しているが、多くは旧態依然とし互いに模索しているのが実情で、それらアウトサイダー業者対策も組合事業の一つとなっている。

（文責・W）

埼玉県鉄構業協同組合現況

- ▶組合員・81社（埼玉県知事建設業許可業者）
- ▶役員・理事長=大倉富士雄、副理事長=千葉驥三郎、専務理事=井関君夫、会計理事=石川富三。
- ▶事務局長・長谷川博俊、事務局員・次長を含めて3名。



活路開拓に挑む

埼玉県電気工事工業組合

埼玉県電気工事工業組合は、県内の電気工事業者を組合員とする県一円を対象地域とした公法人の工業組合である。

同組合の誕生は、同組合30年の歩みに、次のごとく述べられている。

——戦後混沌とした社会情勢下にあって、多くの電気工事業者は行く手の目標を失い暗中模索の状態にあった。各地区において電気工事協力会或いは電気工事電友会などの名のもとに複数の業者が相寄って、東電との連絡に当たるなどして活路を求めていた。

昭和22年6月に有志発起にて埼玉県電気工事協同組合を創立、初代理事長に町田政氏（国益電設工事㈱社長・故人）が就任、事務所を浦和市仲町の理事長自社内に置き、組合員256名で発足したと記されている。

昭和25年4月に協同組合法に基づく組合として発展的改組、31年2月県下一円大同団結成って組合員540名となり、名実ともに県下一丸とした組合が成立した。

昭和33年4月、名称を埼玉県電気工事工業組合と改称、36年5月に事務所を大宮市東大成1丁目地内に新築し移転、40年10月に工業組合に組織変更し、現在の埼玉県電気工事工業組合と改称した。

昭和49年5月、企業の高度化資金を導入して新たに大宮市宮原町1丁目に鉄筋コンクリート造り地上3階(一部4階)建の埼玉県電気工事工業会館を建設、同年7月工事竣工とともにその1階に事務所を移し、現在に至った(現組合員数は1527名)。

工業会館の竣工は、同組合にとって一つの転機であり、業界の近代化に一步を進め、会員の指導育成、情報の提供そして福利厚生を軸とする組織活動の拠点となったことはいうまでもない。現在同組合事務局は、事務局長のほか専従職員2名(男・女各1名)という極めて少人数によって会員の登録手続、変更届手続の代行をはじめ、機関誌、「埼電工ニュース」(年3回発行)の編集発行などの会員サービス業務のほか、中央上部団体との連絡調整や強い鞏固関係にある東京電力会社との折衝などに対応している。

同組合は理事長以下役員のほかに「総代制」を設け組合運営の円滑化を図っている。この総代は総会の議決権を有し、組合員10名に対し1名の割合で選出され、現在150名が就任している。

また、組合に支部制をとり、設置の基準は東電営業所管区を一単位として現在17支部があつてそれぞれ支部活動を行っている。

組合員の拡大促進が課題

一見完璧と目される同組合においてもなお問題がなくわなく、その一つは県内に推計3,000を超す登録業者が存在するが、その約半数が非組合員である。この業界は有資格者であれば譬へば一人でも営業が成立つことから群小乱立が際だち、これが過当競争を誘発する要因ともなり安定した企業

経営のネックとなっている。これを解消するためメリットある組合となる努力に併せ、それらアウトサイダーの組合加入拡大が当面の課題となっている。

57年度事業計画においてもその筆頭に「組合強化に関する事項」をあげ、組合員の拡充、組合員の資格を有する者の加入促進を図るとしている。以下主なる事業計画は、次のとおりである。

▶組合の運営の改善に関する事項。

(イ) 一般用電気工作物の保守管理業務の推進(関東電気保安協会の委託による特定需要者と契約に基づく業務)。

(ロ) 全関電工協加盟会員証(黄帳)の活用(受電工事申請の記録簿に相当し、不正工事等の防止に役立つ)。

▶教育・情報に関する事項。

主に各種講習会の開催等で、57年度は下記のとおり実施を予定している(カッコ内は実施月)。

●簡易積算実務講習(4月)・高圧ケーブル工事技能認定講習《追加》(4月)・電気工事土学科受験講習(6月)・全関設計積算キャンペーン大会地区予選(7月)・同上全関東大会(8月)・高圧電気工事技術者受験講習(8~9月)・高圧ケーブル工事技能認定講習《新規》(10月)・電気工事士実技受験講習(9月)

以上

▶福祉厚生に関する事項

前年度に引き継いで各種共済制度、医療関係保険、第3者損害賠償制度等福祉厚生事業の推進。

などが主なるものである。

次に役員は理事長以下理事32名、監事3名で、任期は2年である。なお、正・副理事長及び会計

理事は、次のとおり。

▶理事長=藤波貞治

▶副理事長=大塚喜代治

▶同 =末山 清

▶会計理事=岡村源太郎

▶事務局長=紺 鶴雄

共同購買部が活躍

なお、同組合では外部に共同購買部(部長=組合理事、のほかに女子専従職員1名)があり、会員のための共同購買事業を営んでいる。

この共同購買部は工事材料を取扱い、メーカーよりの仕入価格を組合員供給価格としている。

事務局扱共同購買は、設計図面用紙等物品図書及び引込線委託工事材料等を購入し、組合員に供給している。

諸資材の需給が逼迫した時期と異り、供給が潤沢となった今日会員の利用度も自ら縮少したが、なお需給面に寄与している。

57年度同事業目論みでは、共同購買部の扱目標を1億5,000万円、事務局扱い分の目標は1,130万円(前年度実績1,088万3,854円)で、扱手数料は2%となっている。

注目の共同保守管理業務

同組合は、5月20日同組合会館において第17回通常総代会を開催、57年度の事業方針と12項目にわたる事業計画を決定した。

年度事業の根幹となる事業方針では、①組織の強化、組合員の拡充②共同保守管理業務の実施を掲げ、共に積極的推進の構えを示した。

特に、第2に掲げた「共同保守管理業務」の実

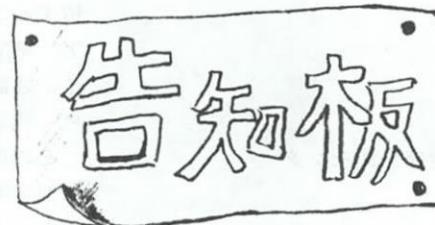
施は、かねてから同組合が企業の合理化、安定化の一助としてその導入を検討してきたもので、このほど県および県中小企業団体中央会の理解と支援により、国の施策にもとづく「活路開拓調査指導事業」の対象組合として選定され、実現への第一歩を踏みだしたのである。既に同組合では実施への準備策として全組合員を対象としたアンケート形式による経営の実態、同業務のメリットに対する意識調査を行い、このほど「活路開拓調査指導事業報告書（第1章・電気工事業界の現状と問題点から第5章・共同保守管理業務推進のビジョンまでの全文120頁）」をまとめた。同組合はこのアンケート調査によって組合員の同事業に対する意識がほぼ把握し得たものとして、さらに実施への体制固めを行い、近く所管通産局へ事業認可申請提出の運びである。

なお、同報告書に盛られた将来ビジョン第3節に次のとおり将来展望を述べている。

——共同保守管理業務は、保守技術員たる組合員が一つ一つの需要家をまわって定期点検や電気設備についてのコンサルタント等を行うわけであるから、需要家にとっての電気のホームドクターの役割を果すものである。従って、需要家が新築、増築、改築等にあたって電気設備に関しては、まず保守技術員が相談を受けるべき性質のものであり、ここからその電気工事業者への指名発注が生ずるのはまた必然ともいえよう。

このように共同保守管理業務を日常の中で行うことにより、自然発的に「分離発注」がなされるわけであるから、同業務は業界あげての悲願である分離発注の実現に大きな布石となるものである。として業務実現を評価し、かつ、真摯な対応を呼びかけているのに注目されるのである。

(文責・W)



新入会会員の紹介

埼玉県総合建設業協同組合

事務所 埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地
建産連会館5階

理事長 伊田勘三郎

副理事長 平井滋通

構成 組合員数225

事業 組合員に対する事業資金の貸付、
および関連資材等の購買事業によ
り、組合員の利便の向上と、福利
厚生をはかること。

事務局長 岡野助二

電話 0488(64)2811

会員 人事往来

◎黄綬褒章を授賞

◇監事 関口清(57才)

(社団法人埼玉県建設業協会理事)

住所 板橋区板橋2-36-5

授賞年月日 昭和57年4月29日付

功績 多年にわたり建設業に従事し
業務に精励するとともに、団
体役員として業界発展に多大
な貢献をされた功による。



◎事務局の移転

埼玉県道路標識標示協会

新所在地 与野市上峰551-2

新事務局長 山田隆夫



理事会・委員会便り

昭和57年度第1回理事会 昭和57年4月23日開催

議事事項

1. 昭和57年度通常総会開催について

本年度の通常総会を5月28日午後1時から埼玉建産連会館センター
2階第1会議室において開催することに決定した。

2. 総会附議事項について

ア 定款の一部改正について

事務所所在地及び理事の定数等について定款の一部を改正する
ものとし、全員の承認を得た。

イ 昭和56年度事業報告について

全員の承認を得た。

ウ 昭和56年度一般会計収支決算について

全員の承認を得た。

エ 昭和56年度建設労働者福祉センター及び建産連会館建設事業特別会計収支決算について

全員の承認を得た。

オ 昭和56年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支決算について

全員の承認を得た。

カ 昭和57年度事業計画(案)について

原案どおり全員異議なく議決した。

キ 昭和57年度一般会計収支予算及び会費の賦課徴収(案)について

原案どおり全員異議なく議決した。

ク 昭和57年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支予算(案)について

原案どおり全員異議なく議決した。

ケ 役員改選について

各団体において役員改選の結果、建産連役員の更迭をきたす場合は、直ちに建産連事務局へ通知することに決定した。

3. 建議について

次の各項目について説明し、いずれの項目についても県に対し陳情することとし、全員の承認を得た。

ア 県立工業高校に「設備工業科」を新設することについて

イ 建設産業を指導育成するための県組織の充実について

ウ 建設大学校の新設法について

4. その他

建産連ニュース編纂のための取材等を行うため渡辺英夫を広報担当として嘱託することについて全員異議なく了承した。

管理運営委員会 昭和57年3月27日開催

正副委員長の選出、管理運営特別会計予算、現在までの運営状況、今後の対策について協議した。

研修指導委員会 昭和57年4月8日開催

56年度事業実施状況、来年度事業実施計画について協議した。

総務委員会 昭和57年4月12日開催

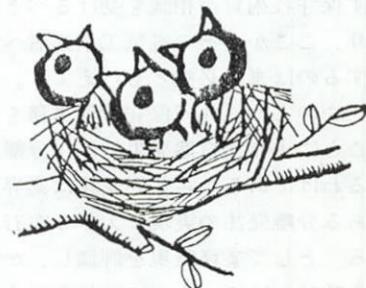
56年度一般会計収支決算、同建設事業特別会計収支決算、同管理運営特別会計収支決算ならびに57年度一般会計収支予算、管理運営特別会計収支予算、建議等について協議した。

広報委員会 昭和57年4月14日開催

建産連ニュース第12号の発刊、第13号の編纂、ポスターの募集について協議した。

監事による監査 昭和57年5月7日開催

昭和56年度収支決算及び事業報告書について監査した結果、何れも正確であることが認められた。



会員 だより

(順不同)

協会創立30周年を迎えて

社団法人 埼玉県建設業協会

本協会創立30周年を迎えるに当り、各位の日頃の御厚情に対し深く感謝申し上げます。

ちなみに我が埼玉県における建設業の歴史をふりかえってみると、昭和初期、業界の先輩達によって全県的な組合が結成され、戦時中は企業合同の名のもとに戦時建設団となり、終戦直後は建設業協同組合として活躍いたしました。

次いで戦後の混迷の中で、いち早く国土復興の熱意に燃え、幾多の波乱、曲折を経て、昭和25年8月、埼玉県建設業協会を設立し、昭和31年には社団法人の許可を得る等、今日の確固たる基盤を築き上げた先人達の涙ぐましい努力の賜であります。私共もこの貴重な協会活動の実績と伝統は更に大きく飛躍させなければならないと存じております。

このたび、協会創立30周年を迎えるに当たり改めて決意を新たにし、会員の団結をより強固にし、未だかつてない厳しい時代に向って一層の企業の合理化、近代化を進めて参る所存でありますので、皆々様の一層の御指導と御鞭撻を衷心よりお願い申します。

第7回測量技術者研修会の実施について

社団法人 埼玉県測量設計業協会

1 日時 昭和57年3月19日(金)10時~15時

2 会場 建産連会館センター会議室及びロビー

3 主催 (株)埼玉県測量設計業協会及び埼玉県市長会、埼玉県町村会

4 後援 埼玉県土木部及び埼玉県住宅都市部

5 研修項目

1. 講演会 10時~12時

(1)演題 測量における自動化システムの概要。

(2)講師 マネジメントワーク(株)取締役本部長花井哲夫。

2. 実技研修 13時~15時

光波タキマット実技(カセット入力)
図化機実技(作図)

デシグラマーより接続実施(面計トランパー他。)

6 参加人数

1. 協会会員 46名

2. 市町村職員 46名

合計 92名

陳情書の提出について

県内測量業者の育成について特段の御配慮を賜りたい旨の陳情を次のとおり埼玉県知事に行なった。

1 日時 昭和57年4月12日(月)

2 陳情書提出参加者

小山会長、富田副会長、小山相談役、大橋総務委員長、事務局長、計5名。

3 陳情事項

1. 事業量の増大について。
2. 県内業者優先指名について。
3. 積算の適正化について。
 - (1)基本歩掛の適正化について。
 - (2)安全経費の計上について。
 - (3)作業の一時中断等による作業経費の額について。
 - (4)小規模作業の適正歩掛りについて。
 - (5)地権者との対応経費の計上について。

県関係部局長との懇談会について

1 日時 昭和57年4月22日(木) 14時~16時

2 会場 建産連センター第2会議室

3 出席者

1. 県側 株式会社公営企業管理者
河合土木部長、柏原住宅都市部長、久保島農林部技監。計4名

2. 協会側

顧問高橋県議、同吉田県議、小山会長、富田副会長、小山相談役、柿沼理事、岡田理事、大橋理事、金井塚理事、笠原理事、遠藤理事、川村監事、石川監事、事務局長。

計14名

4 議題

1. 昭和57年度当初予算の概要について。
2. 早期発注の見通等について。
3. その他。

造園技能検定実技試験迫る

社団法人埼玉県造園業協会

本年度の造園技能検定受験申請は、さる、4月15日から同26日まで受けられ、申請者は、1級107名、2級134名、合計241名あったが、昨年より41名少なかった。

技能検定は実技と学科の試験があるが、このうち実技を受験される者は、1級74名、2級99名、併せて173名あり、昨年より54名減少した。

この理由は、過去9回の造園技能検定試験に本県では、1級645名、2級815名合格しており、受験資格のある大方の者が合格したためと思われる。

本年度の実技試験は、6月11日の実技試験打合せ会議で決定されるが、例年梅雨あけの7月下旬頃実施される。

当協会は試験に備え、実技試験が行われる前に実技講習会を開催しますので、参加願いたい。

定期報告制度について(3)

財団法人埼玉県建築住宅安全協会

前々号において、定期報告制度の主旨について、概略で説明をさせて頂きました。

その中で触れましたように、定期報告制度の源泉は、建築基準法（以下「法」といいます。）第12条第1項及び第2項にあり、第1項は建築物について、第2項は昇降機及び建築

設備について、又、法第88条において工作物への準用が定められています。しかし、細かい内容等につきましては、全て規則などに委ねていますので、それについて、これから順次述べさせて頂きます。

まず、いわゆる“報告対象物件”ですが、これについては特定行政庁が指定することとなっていて、県内各特定行政庁（埼玉県、川口市、浦和市、大宮市、川越市及び所沢市）の建築基準法施行細則（埼玉県の場合は、同施行細則第2条第1項、第3条第1項及び第2項）で定められています。具体的なことについては、次号に一覧表としてまとめさせて頂きます。

なお、対象物件は、特定行政庁指定となっている関係上、県内は全て同一レベルで歩調を揃えていますが、他都府県の場合は異なっていますので予め申し添えておきます。

市町村の前払金制度の普及を

東日本建設業保証株式会社

当営業所の昭和56年度の前払金保証実績は、前年度に引き続き厳しい環境であったことを受け、前年期比で件数は3.5%、請負金額は0.8%の微増であったが、保証金額は3.6%の減少を示した。これは、県の補正予算が昨年より大幅に下回ったことが起因しているかと思われます。また、市町村の前払実施状況は県下92市町村のうち、17市15町6村の計38市町村で実施されましたが、当社各県の前払実施平均率の73.1%に対して41.3%と低調でした。

た。

本年も市町村の前払金制度の普及に努める所存でありますので、今後一層会員皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。

昭和56年度前払保証扱高

(単位百万円)

項目 発注者	件 数	請負金額	保証金額
国	218	9,609	3,826
公 社	1	35	14
公 団	150	12,729	4,446
県	2,944	140,249	46,739
市	982	62,268	12,647
町	53	5,993	1,244
村	30	916	266
地方公社	87	6,735	1,204
その 他	48	1,800	681
合 計	4,513	240,338	71,071

安全衛生教育計画について

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

本年度当支部で行なう安全衛生教育計画の

年間予定がこの程出来上りました。

資格取得講習では、地山掘削、土止支保工、型わく支保工、足場組立、有機溶剤、酸素欠乏作業、鉄骨組立、ずい道掘削、同覆工、木造建築組立、コンクリート造工作解体、玉掛けなどであり、特別教育としては、建設用リフト、粉じん作業、高圧室内作業、ずい道の掘削、覆工などあります。

又、一般教育関係としては、統括安全衛生責任者、安全推進員、衛生管理員、企業経営者、振動防止対策、職長、現場技術者、車両系建設機械事業内検査者研修等を計画しており、それぞれ実施予定日もきまりました。

計画表ご入用の方は事務局までご一報下さい。

新 年 度 に 当 り

社団法人 埼玉建築設計監理協会

新しい年度に入る。夫々の事業所は或る期待と、不安の交錯した57年度の新年度である。建産連で請願した「地元業者の育成」「建設大学の新設」等、当会が今迄考慮して居た事柄でもあった。新年度の目標としては下記の通りであるが、会員の努力研鑽により、正常化そして新しいレールにのせ、後は駆進するだけである。諸般の事情に対応して新らしい委員会、強力な業務の推進体制を整える等、倍旧の気力が必要である。

◎総務委員会

●会報の発行

- 諸規定の整理集録
- ◎技術研修委員会
- 設計監理業務についての研修
 - (設計監理の諸問題、建築家保険の実状とその適用例行政指導について)
- 研修会及び研修見学会の企画開催
- ◎福利厚生委員会
- 研修旅行、見学会の実施
- 事務所の各種保険の調査
- 事務所間相互の交流
- ◎業務報酬特別委員会
- 建築士の職能の確立
- 業務報酬規準の周知徹底
- 業務報酬の実態調査
- 業務受注体制の調査と研究
- 業務用書式の統一と作成研究



春日部市立緑小四年

金井 智くんの作品

創立30周年記念建築士会

全 国 大 会

大会テーマ／建築は文化の尺度

われらは文化のパイオニア

社団法人 埼玉建築士会

昭和57年度全国研究集会及び、創立30周年記念建築士会全国大会日程が次のように決定された。

◎全国研究集会

1. 日時 昭和57年10月21日(木)
2. 場所 新潟グランドホテル
3. テーマ (1)「まちの美観を考える」
(2)「高齢化社会とすまい」
(3)「建築士会の社会的活動」

◎第25回建築士会全国大会

(創立30周年記念)

1. 日時昭和57年10月22日(金)
2. 場所 新潟県民会館



「木造建築の設計指針」講習会の開催について（お知らせ）

社団法人 埼玉県建築士事務所協会

昭和56年6月に建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行され、新耐震設計法の幕が開かれました。木造建築物の構造規定についても地震に対する安全性の向上を図るためにいくつかの改正がなされました。

(社)日本建築士事務所協会連合会では、各方面的要望をうけて、木造建築物の設計、施工に当たって耐震上留意すべき事項を広範囲にわたって解説した「木造建築の設計指針」を刊行しました。

本会では、これをテキストに下記のとおり講習会を計画しました。参加ご希望の方は本会事務局（TEL 0488-64-9313）6月末日までにお申込み下さい。

記

期日	時間	会場	講師
57.7.2 (金)	9:30~16:30	埼玉県川越・福祉センター	
57.7.5 (月)	"	埼玉県熊谷・福祉センター	県職員及び 「木造建築設
57.7.8 (木)	"	埼玉県春日部 福祉センター	計指針」編集者
57.7.9 (金)	"	建産連会館セ ンター(浦和)	

受講料 4,000円 テキスト 4,000円(B5. 250頁)

協会認定ステッカーのデザインが変わります

社団法人 埼玉県浄化槽協会

浄化槽構造基準が改正施行されたので、従来より当協会では「し尿浄化槽に関する調書」とセットで浄化槽メーカーに頒布していた(社)埼玉県浄化槽協会認定ステッカーのデザインを、これを機会に少々変えることにいたしました。

従来の丸型から橢円型にして大きさもやや小さくする予定です。

このステッカーはプロアーマまたは設置場所附近の見やすいところに貼付して、無届け防止を目的とするのであって、県民の住みよい環境づくりのために少しでも役立てればと考えています。



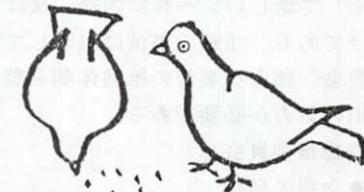
簡易積算実務講習会開催

埼玉県電気工事工業組合

4月13日(火)9時から、埼玉県電気工事工業組合会館において、簡易積算実務講習会を開催。講師は全日本電気工事業工業組合連合会の上杉技術・経営事業委員長。

今回は組合員の強い希望により、全日本電気工事業工業組合連合会発行の「配線設計の実務と積算入門」(『歩掛表の決定版308頁』)を教材にして実施、受講者は若い経営者を中心に、女性も多く85名参加、全員熱心に受講、好評のうちに終了した。

○ 当 口 實 手 緯



連合会日誌

- 3月1日 建設労働者福祉センター及び建産連会館建設特別委員会ならびに運営小委員会。
建設労働者福祉センター及び建産連会館建設事業特別会計精算見込、センター及び会館の運営管理について協議したうえ、建設事業完了に伴い当該建設特別委員会、運営小委員会を解散することとした。
- 理事会**
新入会団体、建設労働者福祉センター及び建産連会館建設事業特別会計精算見込、管理運営特別会計予算昭和57年度一般会計予算等について協議。
- 3月2日 志木市から小山市長外各委員会、各団体代表者等40名が建設労働者福祉センター視察のため来所。
- 広報委員会**
建産連ニュース12号の編纂、昭和57年度実施事業等について協議。
- 3月15日 昭和57年度埼玉県優秀技能者表彰候補者推薦方を各団体に通知。
- 3月17日 **政治経済講演会**
於センター3階大ホール、参集者174名、講師NHK解説委員岡村和夫、演題これからの日本の政治経済。
- 3月23日 昭和57年2月末日現在における公共事業関連職種有効求職者状況を各団体へ依頼した。
- 3月25日 建産連会館及びセンター管理運営委員会。
正、副委員長の選出、昭和57年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計予算、今までの状況及び今後の対策等について協議。
- 3月26日 建産連会館センター会議室の利用促進と研修事業の実施について
財全国建設研修センターに荒井事務局長出張し阿川理事、渡辺地方研修課長と協議。
埼玉建産連会館特別会議室に於て埼玉県商工会連合会幹部との連絡会議を開催し、中小建設業者の育成について協議した。
- 3月29日 建産連ニュース第12号を発刊、配布
- 3月30日 全国建設産業団体連絡協議会正副会長県事務局長会議に荒井事務局長出席。
- 雇用促進事業団中野理事建設労働者福祉センター視察のため来館。
- 4月8日 **研修指導委員会**
昭和56年度研修事業実績及び昭和57年度研修事業実施計画について協議。
- 4月12日 **総務委員会**
昭和56年度一般会計、特別会計収支決算、昭和57年度予算、建議等について協議。
- 4月14日 **広報委員会**
建産連ニュース12号の発刊、13号の編纂、ポスターコンクールの
- 4月21日 開催について協議。
財全国建設建修センター阿川理事、池田研修部長、渡辺地方研修課長来所し、技術研修、会議室の利用等について協議。
- 4月22日 建設労働者福祉センターの建設、運営状況調査のため富山県中新川郡上市町都市振興課商工係長外1名来所。
- 雇用促進事業団東京支部広松庶務課長外1名埼玉建設労働者福祉センター視察のため来館。
- 理事会**
昭和57年度通常総会の開催、総会提出議案、建議等について審議。
- 5月7日 昭和56年度事業ならびに収支決算について監事の監査を執行。
- 5月11日 県立工・農関係高校との連絡調整会議を開催し、技能者の県内企業への誘導について意見交換した。
- 3月末日現在における公共事業関連職種有効求職者状況を各団体に提供した。
- 5月12日 建設労働者福祉センターの建設、管理運営状況視察のため三重県津市産業労働部商工課長外1名来館。
- 5月14日 (社)埼玉建築士会通常総会に小山副会長出席。
- 5月18日 (社)埼玉県空調衛生設備協会通常総会に荒井事務局長出席。
- 5月19日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部ならびに(社)埼玉建築設計監理協会通常総会に斎藤会長出席。
- 4月末日現在における公共事業関連職種有効求職者状況を各団体に提供した。
- 5月20日 (社)埼玉県宅地建物取引業協会通常総会に田村参事出席。
- (社)埼玉県浄化槽協会通常総会ならびに(社)埼玉建築士事務所協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月21日 (社)埼玉県建設業協会通常総会及び(社)埼玉県建設業協会創立30周年記念式典を挙行。
- 5月26日 (社)埼玉県電業協会通常総会及び表彰式に斎藤会長出席。
- 建設労働者福祉センターの建設、管理運営状況視察のため富山県中新川郡上市町長議会総務及び産業建設委員会委員15名来館。
- (社)埼玉県測量設計業協会通常総会に斎藤会長、荒井事務局長出席。
- 正副会長会議**
総会の進行、県立工業高校に設備工業科設置の陳情等について協議。
- 通常総会**
昭和57年度建産連第3回通常総会を建産連会館センター第1会議室に於て開催し、昭和56年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算ならびに昭和57年度事業計画、一般会計及び特別会計収支予算等を承認又は議決。統いて新役員を選出した。
- 財埼玉県建築住宅安全協会通常総会に斎藤会長出席。

埼玉建産連会館センターの利用を

埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター 利 用 案 内

埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協調を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(社)埼玉県建設産業団体連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

施設の概要

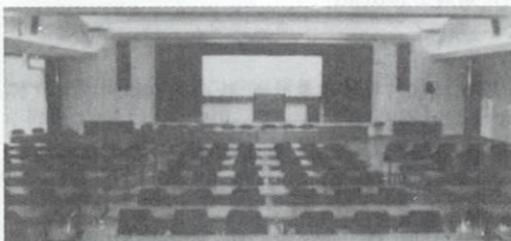
所在地 埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地
敷地面積 3000m²

○ 福祉センター

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建
- 総延床面積 1574.85m²
- 建物の用途

1階

管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

- 2階
会議室 4室
和室娛樂研修室 3室
計 7室
- 3階
多目的大ホール、ステージ、放送室
- 建産連会館
- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階
塔屋1階建
 - 総延床面積 2713.75m²
 - 建物の用途
- 1階
会館特別会議室、建産連会長室、同事務室
2階～6階
建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等
20団体事務室



▲研修室

■ 利用について

- 開館時間 午前9時～午後8時
- 休館日 日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始(12月28日～1月4日)但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日でも利用に応じます。
- 利用のお申込み
 - 所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申し込みください。☎ 0488(61)4311
 - 受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。
 - どなたでも御利用できます。
- 駐車場(無料) 100台収容

施設利用料

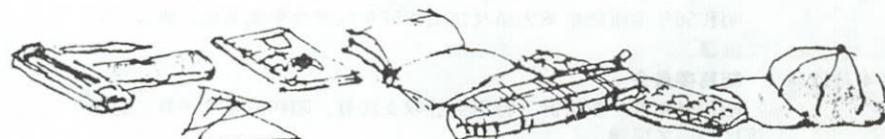
種別	区分	区 分			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
	取扱人員	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:30～ 20:00	9:00～ 20:00
第1会議室	80人	9,500円	10,500円	11,500円	14,000円
第2会議室	40人	4,700円	5,200円	5,700円	7,000円
第3会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第5会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第6会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円	5,500円	6,000円
第7会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
多目的ホール	椅子のみ使用500人 机椅子使用288人	26,000円	28,500円	30,000円	38,500円
会館特別会議室	30人	6,500円	7,500円	8,000円	10,000円



▲レストラン・喫茶ルーム

会議室使用状況

区分	月別	12	1	2	3	4	5	回数
		回数	回数	回数	回数	回数	回数	合計
会議室	第1会議室	6	11	14	22	7	19	79
	2 "	3	8	15	24	9	16	75
	3 "	5	11	8	17	18	18	77
	5 "	3	12	10	20	13	15	73
	6 "	7	11	2	3	9	6	38
	7, 8 "	1	2	3		12	18	
会館応接会議室		3	7	4	8	4	26	
多目的大ホール		2	5	6	7	4	10	34
一階ロビー				2		1	3	
合 計		26	62	64	102	68	101	423



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名 称	代 表 者	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	名 称	代 表 者	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
(社)埼玉県建設業協会	会長 斎藤 裕	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-5111	建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 平井 滋通	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 62-2542
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	"	"	0488 64-0385	埼玉県道路舗装協会	会長 島村治作	"	"	0488 61-9971
(社)埼玉県造園業協会	会長 皆川 浩吉	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 内海 勝正	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所長 中野 稔	"	"	0488 61-8885	埼玉県コンクリート圧送組合	組合長 土屋 裕保	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4311
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大倉富士雄	"	"	0488 66-1775	(社)日本碎石協会 埼玉県支部	支部長 西村 勝一	秩父市中町7-2	368	04942 2-5423
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波 貞治	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0298	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 小池 恭平	浦和市仲町3-13-7	336	0488 22-4124	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚 清	浦和市高砂4-2-4	336	0488 64-1033
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 66-4381	埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 62-0319
埼玉県建設大工工事業協会	会長 牛草 真澄	"	"	0488 62-9258	埼玉県道路標識標示協会	会長 阿野昭三郎	与野市上峰551-2	338	0488 53-3005
(社)埼玉建築士会	会長 安藤 晃	"	"	0488 61-8221	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65-0391
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 上原 泰次	大宮市高鼻町2-163 大信ビル	330	0486 44-0964
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 大川 光英	"	"	0488 61-2304	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 伊田勘三郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64-2811
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山 正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 今西 定雄	"	"	0488 66-4061	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 関根 仁平	"	"	0488 66-4331

建産連ニュース 第13号

昭和57年 6月25日印刷発行

編集社団 埼玉県建設産業団体連合会
発行法人

郵便番号 336
浦和市鹿手袋 597 番地
電話 (66) 4301

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月